主 文

被告人A1を無期懲役に処する。 被告人A1に対し、未決勾留日数中750日をその刑に算入する。 被告人B1及び同C1はいずれも無罪。

理由

【被告人A1関係】

(犯罪事実)

被告人A1は,

- 第1 D1を被保険者とする生命保険金を取得する目的で、E1と共謀の上、
- 1 交通事故を装ってD1を殺害しようと企て、E1において、平成12年9月22日午後4時15分ころ、普通乗用自動車を運転して、札幌市a区h条i丁目j番付近道路上を札幌市内方面から小樽方面に向かい時速約60キロメートルで走行中、自車助手席に同乗していたD1に対し、殺意をもって、自車を時速約80キロメートルに加速しながら、自車前部を対面進行してきたF1運転の大型貨物自動車前部に衝突させ、その衝撃をD1の身体に加えるなどしてD1を殺害しようとしたが、D1に加療約4週間を要する右第7肋骨骨折、右肘外側靭帯損傷等の傷害を負わせたにとどまり、その目的を遂げなかった
  - 2 D1を殺害しようと企て、E1において、同年11月29日午前9時18分ころ、同区k条I丁目m番n号G1方において、D1に対し、殺意をもって、所携のペティナイフ(刃体の長さ約14.5センチメートル)で、その腹部及び左胸部を数回突き刺すなどし、よって、そのころ、同所において、D1を左胸部刺切創に起因する心臓刺切創による失血により死亡させて殺害した
- 前記第1の1記載の犯行の際、さらに、F1運転の大型貨物自動車が、E 1運転の普通乗用自動車との衝突を避けようとして、F1運転車両と同一方 向に走行していたH1運転の普通乗用自動車に衝突した多重衝突事故が発生 この多重衝突事故に関し、前記F1運転車両及びH1運転車両の修 理費等に充てるため、E1とI1株式会社との間で締結されている自動車総合保険契約を利用して、対物損害賠償保険金等支払名下に金員を詐取しよう と企て、同年9月23日ころ、同区0条p丁目q番r号J1方から、東京都 豊島区s丁目t番u号「I1株式会社K1センター」に電話をかけ、 ターオペレーターL1を介するなどして,札幌市v区w条x丁目y番z号I 1株式会社M1サービスセンター所長N1に対し、真実は前記多重衝突はE 1の故意に基づく事故であるのに、同事故が過失による事故である旨虚偽の 申告をした上、前記自動車総合保険契約に基づく対物賠償保険金等の支払を 請求し、同人らをしてその旨誤信させて、前記対物賠償保険金等の支払手続を取らせ、よって、別紙振込入金一覧表(省略)記載のとおり、同年10月 16日から同年11月14日までの間、8回にわたり、同市 a 区 h 条 i 丁目 j番k号O1銀行P1支店に開設された前記H1名義の普通預金口座ほか6 口座に合計299万5388円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交 付させた

5万4572円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた 前記第1の2記載の犯行に関し、B2株式会社の代表取締役であるE1が D1を殺害した場合、D1を被保険者とし、同社を受取人とする生命保険金 が支払われないことから、E1がD1殺害に及ぶ以前に同社の代表取締役を 解任され、自らが代表取締役に就任していたことを装って前記生命保険金を 詐取しようと企て,同年12月18日,札幌市 t 区 u 条 v 丁目 w 番地 C 2 法 務局において、同局登記官に対し、事情を知らない司法書士D2を介して、 真実は臨時株主総会及び取締役会を開催した事実はないのに、同年10月1 O日, 同社臨時株主総会及び同社取締役会を開催して, その議決により, E 1を解任して自らが代表取締役に就任した旨内容虚偽の同総会議事録及び同 取締役会議事録を株式会社変更登記申請書類とともに一括して提出し、同社 代表取締役であるE1を解任し、自らが代表取締役に就任した旨の内容虚偽 の登記申請を行い、事情を知らない同局登記官らをして、そのころ、同局備 え付けの権利,義務に関する公正証書の原本である電子情報処理組織登記フ ァイルにその旨不実の記載をさせた上、即時同局にこれを備え付けさせて公 正証書の原本としてその用に供し、同年12月27日、同市 a 区 x 番地の同 社事務所において、E2相互会社F2支社営業部営業部長G2らに対し、同 年11月29日当時自己がB2株式会社の代表取締役に就任していた旨記載 された履歴事項全部証明書等を提出するなどして、前記生命保険金の請求が 正当な権限に基づくものであるように装って同保険金の支払を請求し、 その 旨同人らを誤信させ,同保険金支払名下に金員を詐取しようとしたが, 官に逮捕されたため,その目的を遂げなかったものである。

## (事実認定の補足説明)

第 1 第1の各犯行(殺人未遂及び殺人)について

弁護人は、第1の各犯行について、被告人A1は、E1にD1殺害を指示 したことはなく、E1との間にD1殺害の共謀は存在しないとした上で、第 1の1の交通事故は、E1の過失によって生じた事故にすぎないし、第1の 2の犯行は、E1が被告人A1とは無関係に行ったものであると主張し、被

告人A1もこれに沿う弁解をする。 そこで、判示のとおり認定した理由を補足して説明する(なお、以下の説示においては、公判調書中の供述部分が証拠となる場合も、公判廷での供述 が証拠となる場合も区別せず、単に「〇〇の公判廷での供述」あるいは「〇 〇の公判供述」などと表記することとする。)。

関係証拠上明白な事実

以下の事実は、被告人A1も公判廷で認めているか、関係証拠上明白な事 実である。

被告人A1とE1との関係等

被告人A1は,トラック運転手等として稼働していたが,平成4年こ <u>,以前から親交のあった資産家のH2が,貨物自動車運送事業等を営む</u> 有限会社U1に融資をするに際し、同女から依頼を受けて同社の事実上の 役員に就任し,その後同年9月,同社の代表取締役に就任してその経営の 任に当たることとなった。被告人A1は、平成11年11月、U1社が行 う砂利採取事業の端境期をなくす目的で有限会社I2を設立したほか,平 成12年2月ころには、G1、D1夫妻から依頼を受けて同人らが経営す るB2株式会社に約3000万円の融資をする見返りに,同社の経営権を 取得して事業の拡大を図るなどし、本件犯行時、U1社、B2社及びI2 社の実質的な経営者の立場にあった。

被告人A1は、昭和62年ころ、トラック運転手仲間としてE1と知り 合ったが、そのトラック運転能力に一自置いていたことから、その後日1 が失業して落ち込んでいた際に、同人がトラックを購入する際の保証人となったり、自らが U 1 社の代表取締役に就任した後は、 E 1 にトラックを 持ち込ませて働かせたりするようになり、平成8年ころには、同人をU1 社の営業第2課長として正式な社員とした。

E1は,失業中に被告人A1からトラック運転手としての仕事を紹介し てもらったことや,U1社にトラックを持ち込んで働いていた際にも,売 上が思うように伸びなかったため,経費等を同社から立て替えてもらうな どしたことから、被告人A1に対し強い恩義を感じていたが、さらに、平 成五、六年ころ、トラックの台数を増やして仕事を拡大したいと考え、

告人A1にU1社名義で手形を振り出してもらい,トラックを購入するな どして営業拡大を図ったものの、結局は赤字を増大させただけで、Ú1社 に約2700万円もの多額の負債を負わせたことなどに責任を感じてい た。他方,被告人A1は,E1のトラック運転手としての能力を信用する だけではなく. 長年の付き合いの中で E1に対し厚い信頼を寄せ、同人 を、 I 2社の取締役に就任させたほか、 B 2社の経営権を取得した後の平 成12年2月には、その代表取締役に就任させるなどした。

- (2) U 1 社等の概要及び経営状況
  - U1社は、貨物自動車運送事業や砂利採取販売等を目的とする会社で あるが、平成4年9月、当時の代表者がH2からの融資金を返済できな かったため、被告人A1がこれに替わって代表取締役に就任したもの の,その後も経営状況は好転せず,本件犯行当時に至るまで,H2から の資金援助を受けて経営を維持している状態であった。本件犯行当時に おいては、同女から毎月1000ないし1200万円程度の資金援助を 受けなければ、月末の手形決済資金等の資金繰りができず、直ちに経営 が立ちゆかなくなる状態で、被告人A1が経営の任に当たることとなっ た平成4年以降、H2から合計4億5000万円程度の資金援助を受け ていた。
  - B2社は、建築及び土木の工事請負・設計施工・管理等を目的とする 会社で、G1・D1夫妻がその経営に当たっていたが、被告人A1が、 平成12年2月ころ、H2から資金提供を受けてD1夫妻に約3000 万円を貸し付ける見返りにB2社の経営権を譲り受け、そのころ、E1 を同社の代表取締役に据えるとともに、D1夫妻を取締役に降格した が、実質的な経営は被告人A1が行っていた。

本件犯行当時における経営状態は、収入から通常経費を引くと若干黒 字にはなるものの、多額の利払いが収益を圧迫して赤字状態となってい た。被告人A1、H2及びU1社による資金援助額は合計で約4000 万円程度あり、被告人C1からの貸付金、税金、社会保険料の未納額等を併せると、負債額は約1億円にのぼっていた。 12社は、被告人A1が、平成11年11月、U1社が行う砂利採取 事業の端境期を無くすために設立した会社で、形の上ではU1社とは別

- 会社となっていたものの、従業員も双方の会社で稼働するなど実質的に は同一の会社であった。
- 前記のとおり、U1社は、本件犯行当時、毎月1000万円から12 O O 万円程度の資金援助をH 2 から受けなければ、手形決済資金等の資 金繰りもできず、直ちに経営が立ちゆかなくなる状態にあったが、同社 が倒産した場合には、同社から資金援助を受けていたB2社及びI2社 も倒産状態に陥るのは必至であった。被告人A1は,U1社等の実質的 な経営者として、毎月月末には、H2に1000万円を超える資金援助 を求めに行っていたもので、U1社等の経営状況については当然認識し ていた。
- (3) H2の資金援助継続の可能性等

被告人A1は、H2から、平成5年ころ以降、先の見えないものに援助をすることはできないと言われていたが、平成11年11月ころ、H2が、J2公園に隣接する土地を売却して約1億7000万円を得た際に は、「このお金は出したくない。これよりは売るとかする物はない。今ま でも駄目だと言ってきているけど、もう駄目だから。」などと資金援助に 限界があることを告げられた。被告人A1は、平成12年8月、H2に資 金援助を求めた際にも、先の見えないものに援助をすることはできないと か、これ以上赤字が続けば会社を畳むことも考えると言われたことから、 遅くとも本件犯行当時においては、H2の資金が底をつきかけており、 金援助に限界が見えてきていることを認識していた。

(4) E 1 の D 1 に対する感情

E1は、平成12年2月にB2社の代表取締役に就任して以降、 よる負債隠し,数千万円にも及ぶ手形や小切手の濫発,売上金の横領が発 覚したことから,被告人A1から指示を受けて,D1に対する調査を行っ たが、D1が金の使途先等真実を話さなかったために調査は難航した。 の結果、E1は、被告人A1から叱責を受けることになり、D1に対して

不快の念を募らせていた。

(5) 被告人A1のD1に対する感情

被告人A1は、D1が、B2社の代表者印を無断で持ち出して手形や小切手を濫発してヤミ金融から借金を重ねたこと、同社の売上金を流用したこと、被告人A1やE1から金の使途等について追及されたにもかかわらず、真実を話さなかったことなどから、D1に対して強い悪感情を抱いていた。

(6) 生命保険契約の締結

被告人A1は、平成11年12月ころからU1社、B2社及びI2社の役員を被保険者とし、会社を受取人とする生命保険を締結していたが、D1についても、平成12年8月8日、E2との間で、保険契約者をB2社代表取締役E1、被保険者をD1、受取人をB2社、死亡時の生命保険金を1億5000万円とする生命保険契約の申込みをさせ、同年9月1日、責任開始日を8月9日とする生命保険契約を締結した。

(7) 被告人A1がE1を叱責していた状況等

被告人A1は、E1に対し、平成12年6月ころから、E1がU1社に約2700万円の債務を負っているのに、これを返済するどころか、E1が営んでいた運送事業に関し、毎月多額の赤字を出していること、D1による手形・小切手濫発や売上金の横領に関する調査がうまくいっていないこと、E1に仕事上のミスが多いことなどを理由に、他の従業員の前で厳しく叱責するようになったほか、同年9月ころには、E1の営む運送事業が赤字続きであるなどとして、E1を謹慎処分にした。E1は、被告人A1から、このように連日にわたり責められたため、同年9月ころには、精神的にかなり追いつめられた状態に陥っていた。

(8) 第1の1の犯行態様等

ア E1は、平成12年9月22日、被告人A1の指示で、D1とともに、K2研究所の身体障害者用トイレの改修工事に関する入札資料を取りに行ったが、これを終えてB2社に戻る際、同日午後4時15分ころ、D1を助手席に乗せて自己の使用する普通乗用自動車(L2)を運転し、札幌市a区y条z丁目h番付近道路を走行中、自車を対向車線に進出させて、対面進行して来たF1運転の大型貨物自動車前部に自車前部を衝突させ、D1に対し、加療約4週間を要する右第7肋骨骨折、右肘外側靭帯損傷等の傷害を負わせた。

- イ E1は、F1運転車両に衝突する直前、信号待ちで停車していた際、タバコの灰を車のセンターコンソールの灰皿に入れようとして、タバコに火がついた状態のまま助手席の床上に落としたため、これを拾おうとしていたが、前方の信号が青色に変わったため、D1から、タバコを気にしないでしっかり運転するよう注意された。しかし、E1は、車を発進させた後、F1運転車両の前方約56.3メートルの地点から対向車線に進出し始め、その後徐々にF1運転車両の方に近づいて、F1運転車両に右斜め前方から衝突した。そのため、E1運転車両は、D1が乗っていた助手席部分だけでなく、E1が乗っていた運転席部分もかなり損壊した。
- ウ 本件事故が発生した道路は、片側二車線の広い直線道路で、当時、天 候は晴れており、空はまだ明るく、前方に障害物はないなど、前方の見 通しに全く問題がなかった上、アスファルトで舗装された比較的平坦な 道であり、事故当時路面は乾燥状態で、スリップするような状況ではな かった。

なお、E1は、他の運転手に運転技術を指導するなど優れた運転技術 を有しており、本件に至るまで事故を起こしたことはほとんどなく、運 転免許証はいわゆるゴールド免許であった。

(9) その後E1が大阪に潜伏するまでの状況等

ア E1は、第1の1の犯行後、怪我のため入院していたが、被告人A1から、「寝てる暇はない。」などと言われたことから、同月24日、未だ事故による傷が癒えていないのに、退院して職務に復帰した。

E1は、同月27日、b町の覆道出入口付近において、普通乗用自動車を運転中、同所に設置された防護柵に衝突して防護柵端末支柱用索端金具を損壊して自らも負傷し、同日午前9時40分ころ、M2病院に搬

送された。担当医師は、E1の受傷程度等について、約2週間の加療を 必要とする両股関節捻挫、左手関節捻挫等と診断し、頭部の障害を疑っ てE1を入院させる措置を取ったが,同日午後2時ころ,被告人A1 が、従業員のN2と被告人C1を伴って同病院を訪れ、看護婦に対し 「会社の上司だがE1を退院させてくれ。必要であれば札幌の病院に行 かせるから。」などと言い、E1に対しても「交通事故起こしたんだ ぞ。帰るぞ。」などと言って、E1を強引に退院させた。

同日夜、札幌市 a 区所在の U 1 社事務所において、被告人 A 1、同 B , 同 C 1 及び E 1 の間で、 E 1 が、海難事故を偽装して失踪するとい う計画が持ち上がり,これに基づき,被告人A1は,同C1に指示し て, 失踪期間中に必要な資金を用意させたり, 被告人B1に指示して, E1に持たせる連絡用のプリペイド式携帯電話等の準備をさせたほか、 当面,E1を当時O2と同棲していた同区所在のP2マンションにかく まうことを考え、O2に実家に帰るよう指示した。被告人B1とE1は、同月29日午前3時ころ、c町の海岸で、E1が釣りをしている最 中、波にさらわれたとの海難事故を偽装し、U1社の事務所に戻ったが、その後、予想していたよりも早く、被告人B1とE1がc町に放置 してきた車が発見され、偽装事故に関する行方不明者の捜索が始まった ことから、被告人A1、同B1、同C1及びE1は、P2マンション で、〇2を交えて善後策を話し合った結果、被告人A1が、E1に対し、しばらくの間、本州方面に潜伏するように指示し、〇2、被告人B1、同C1は当初これに反対したものの、結局、被告人A1に押し切られ、被告人B1と同C1もこれに協力することとなった。

その後、被告人A1は、E1に対し、外部に連絡する際は、被告人B1又は同C1の携帯電話に連絡するように指示をした上で、被告人B1 に命じて、E1を車で大阪のd地区まで連れて行かせた。被告人B1 は、同所の宿泊施設に潜伏することになったE1に対し、現金とプリペ イド式携帯電話を渡し、外部には連絡しないように注意した。

- (10) E1が大阪に潜伏している間の状況等
  - 被告人A1は、E1を大阪に逃がした後、海難事故を装ったc町の現場で海上保安庁の職員に対し、「死亡認定は取れるのですか。」などと 質問したほか、同年10月中旬ころには、E1の妻、被告人C1ととも に U 1 社の顧問弁護士の事務所に赴き、弁護士に対し、 「奥さんもこれ から大変だろうから、失踪宣言を早くできる方法はないでしょうか。」 「自分個人のお金でE1に掛けている保険があり、E1に2700万円 の金を貸しているから、その金を返してもらいたい。」などと認定死亡 や失踪宣告に関する相談をした。
  - 被告人A1は、同年11月中旬ころ、被告人C1らから、E1の潜伏 資金が少なくなってきたことや,同人が北海道に戻りたいと願っている ことを聞いたことから、潜伏資金を届けるとともに、同人に北海道に戻 りたいとの思いを断ち切らせようと考え、被告人B1と同C1に、E1 に潜伏資金を届けるとともに、その際E1が北海道に戻りたいと言った場合には、U1社に対する2700万円の債務を返済するよう伝えるよ うに指示をした。被告人B1及び同C1は、同月11日、大阪でE1と 会い、被告人A1からの指示で、E1が被告人A1を信用できないと言 っていることなどでE1を追及した上、被告人A1からの伝言を伝える と、E1は北海道には帰らないと言った。
- 被告人A1は、同月21日ころ、被告人C1から、「D1から、 1の失踪の件にB1とC1が関与しているのではないかと警察が疑って いる。』と言われた。」などと聞いた。 (11) E 1 が札幌に戻ってから D 1 殺害に至るまでの経緯等
- 被告人A1は、同月24日ころ、同B1及び同C1に対し、E1に北海道まで戻るよう連絡することを指示し、同女らはこれに従い、E1に 連絡を取り、E1にJRで同月26日早朝に函館駅まで戻って来ること 及び被告人A1が函館駅まで迎えに行くことを伝えた。被告人A1は、 同月26日朝、函館駅までE1を迎えに行き、当時I2社の事務所とし て使用していた札幌市a区所在のQ2マンションまで連れて帰り、その 日は同所に宿泊させた。

イ E1は、翌27日、Q2マンションにN2が来る予定となっていたため、被告人A1の指示を受けた被告人B1及び同C1によってQ2マンションからP2マンションに移った後、徒歩で札幌市a区内のホームセンターに行き、調理用ハサミと軍手等を購入し、一旦P2マンションに戻った。その後、E1は、D1宅に向かい、付近から同女方の様子をうかがったが、同女がG1と共に帰宅したため、被告人C1に戻る場所を確認してから、その指示に従いQ2マンションに戻った。

被告人A1は、被告人B1及び同C1に指示して、酒を飲む準備をさせた上、同日午後9時ないし10時ころからQ2マンションで、E1を交えた4人で酒を飲み始めたが、E1から、「これ買ってきた。」などと、調理用ハサミを見せられた際、「このようなものを買ってきてどうするのか。」などとE1を馬鹿にするような発言をした。その後、被告人A1は、同B1及び同C1とともに、E1をP2マンションに移し、その日は同人を同所に泊まらせた。

ウ E1は、翌28日午後3時ころ、被告人B1及び同C1とともに、同 C1が運転する車で北海道:市所在のT2店に赴き、同店でD1を殺害 した際に使用したペティナイフのほか、防寒用のマフラーと長靴を購入 した後、同女らに依頼してD1宅付近まで車で送ってもらった。

被告人A1は、同日夜、P2マンションにおいて、被告人B1、同C1及びE1のほか、O2を交えた5人で酒を飲むなどした際、事故にる傷が癒えていないE1が痛そうな素振りを示したため、同人をO2が勤務していた医院から持ってきた鎮痛剤であるかのように申し欺いて、被告人B1に対し、E1に覚せい剤を注射するように指示した。E1は、被告人B1から覚せい剤を注射してもらった後、体の痛みはとれたものの、被告人A1が外出してから、O2や被告人C1に言いるるととでしたため、これを嫌悪したO2、被告人B1及び同C1は、その場をとしたため、これを嫌悪したO2、被告人B1及び同C1は、その場をとび出してファミリーレストランまで避難し、同所に呼び出した被告人A1に事情を説明してE1の様子を確認させた後、大丈夫だとの被告人A1の連絡を受けて、翌29日午前1時過ぎころ、再びP2マンションに戻った。

エ 被告人A1は,29日早朝,被告人B1に指示して,再びE1に対し 覚せい剤を注射させた。被告人B1及び同C1は,同日,自宅の引っ起しであったため,被告人A1及びE1を置いて自宅に戻った。 その後,被告人A1は,同日午前8時ころ,E1に「そろそろ行くぞ。」などと言って,自らの運転する車にE1を乗せ,国道沿いでE1を降ろし,交通費等の趣旨で5000円を渡して同人と別れた。E1は,そこからタクシーに乗ってD1宅付近まで行った後,徒歩でおり,は、そこからタクシーに乗ってD1宅付近まで行った後,徒歩でおり、は、そこからタクシーに乗って2階に上がり、判示第1の2のとおり、同女の腹部等をペティナイフで突き刺すなどして殺害したが、犯行後、同女方を出たところを通行人に追跡され、逃げ切れないと観念して、ペ

ティナイフで腹部や左頸部を突き刺して自殺を図ったものの,これを遂 げることはできなかった。

(12) 犯行後の状況等

被告人A1は、同年12月ころ、O2や被告人C1らに命じて、P2マンションとQ2マンションの掃除をさせ、同所からE1の指紋が検出されないように工作した。また、被告人A1は、B2社の代表取締役が、E1がD1を殺害する以前に、既にE1から同被告人に替わっていた旨の内容虚偽の臨時株主総会議事録等の書類を作成した上、その旨不実の登記申請を行ったほか、D1が死亡したことに基づき、同女の生命保険金の請求を保険会社に行った。

2 E1供述の概要

本件各犯行と被告人A1とを結びつける主たる証拠は,E1の捜査段階及 び公判廷における供述であるが,E1供述の概要は,次のとおりである。 「A1は、平成12年5月ころ、『(D1を)ぶっ殺してやる。』と言っ た上、平成7年ころA 1 が自分に預けた小刀を念頭に『預けてあるものあるべや。』と言ったこともあったが、冗談めかした言い方で、本気だとは思わ なかった。同じころ、A1は、D1夫妻について『あいつらには保険を掛け なければならない。何かあったとき大変だ。』と言っていた。A1は、同年 6月ころから、それまではB2社の経営に関しては風見鶏で良いと言ってい 態度を豹変させ、B2社の多額の負債等について経営責任があると たのに、態度を豹変させ、B2社の多額の負債等について経営負任があると言うようになり、同年8月ころには、『B2社の借金はお前のせいだ。B2社に何かあったら全部お前に行く。』などと厳しく責任追及をするようになったほか、強い口調でしつこく『コミュニケーションを取れ。D1とのドライブは長いよな。ただのドライブになる いよな。よく考えれ。』などと言われた。また、そのころ、H2の資金が乏 しくなってきたことから、『底をつくぞ。お前何考えてるんだ。』などと責 められるとともに、D1を1億円の生命保険に加入させたことを聞いた。コ ミュニケーションを取れと言われた際、既に決算期が過ぎていたことから、 D 1 が濫発した手形や小切手の調査をしっかりしろという趣旨ではないし A 1は、かねがねD 1と仲良くするなとも言っていたから、仕事面で交流するようにとの趣旨でもないと考え、その意味を図りかねて悩んだ。同年9月 ころ、U1社で働き始めたばかりの若い者が1人辞めたことがあったが、そ のころ、A 1 から、『何で俺があてがったやつを使わないんだ。暴走族上が りの人間を用意してやったのに。』『D1のおかげで俺は困っているという 言い方をすれ。覚せい剤を使ってD1を狙わせろ。』などと言われた。A1 の目がこれまでと違って真剣であったことから、A1は、D1を本気で殺害 しようとしているのだと理解したが、覚せい剤には二度と手を染めたくなか ったので、『勘弁して下さい。』と断った。その後、A1から、9月22日までの間に、『車のドライブって長いよな。』『事故って起こるよな。』 『ドーンとやればすぐだ。』などと言われたが、それ以前に、若い者に覚せ ったので、 い剤を使って、D1を狙わせろとの話が出ていたことから、A1が、ハッキ リとは言わないものの、交通事故を装ってD1を殺害するように指示してい るものと理解した。また、A1が、U1社の経営が苦しいと言っていたこと、D1には生命保険を掛けると頻繁に言っていたことなどから、D1殺害 の目的は生命保険金にあると理解した。A1は、D1を殺害する時期について、『22日にH2がイタリアに発つんだ。』『とにかく時間がないん だ。』と繰り返し言っており、H2からもイタリア旅行の話を聞いていたこ とから、A1は、H2がイタリア旅行に行っている間にD1を殺害するよう 指示しているのだと理解した。A1に強い恩義を感じていたし、A1を守る のは自分しかいないという気持ちから、A1の指示を断ることができなかっ たが、どうやってD1を殺そうかと考える一方で、何もしないで済む方法はないかとも考えていた。」「9月22日、A1から、入札関係の資料を取りに役所に行くよう指示を受けていたことから、D1をL2車に乗せて役所に 向かった。D1を殺害しないで、まとまった金を手に入れる方法として、宝 これが当たっていないか確認したが、当たりが くじを持っていたことから, なかったため、他にD1を殺害しないで済む方法も思いつかなかった上、こ の日を逃すとH2が帰国する29日までにD1と行動を共にする口実がなか ったことから、この日にD1を殺害するしかないと考えた。(事故の)相手

方に被害を及ぼさないようにするため、車両を欄干等にぶつけることを考えたが、適当な場所が見つからなかったことから、走行中の自動車に衝突する ことにした。そして,運転操作を誤ったように見せかけるためにタバコを助 手席側に落とした上、 意図的にハンドルを切って加速しながら対向車線に進 入して本件事故を発生させた。」「この事故で怪我をして入院したが,A1 からすぐに退院するように言われたため、24日に退院し、25日には出勤した。しかし、26日ころ、A1からk地区の方で車ごと海に落ちるよう指示され、A1の目的は自分に掛けられた保険金を取得することにあるのだろ うと考えたが、D1殺害に失敗していたので、A1の指示に従うしかないと 考え、翌27日b町の海岸線沿いの道路で海に転落しようとしたものの、ガードロープ(の支柱)に衝突してしまい失敗した。」「(b町の病院から) 札幌に戻ると、A1から、海難事故を偽装して失踪するように言われ、A1 ではに戻ると、A Tがら、海無事はを高表して人味するように言われ、A T の目的はやはり保険金にあるのだろうと考えた。B 1 と C 1 の協力を受けて c 町で釣りの最中に波にさらわれたように偽装した後、B 1 に大阪に連れて 行ってもらい、ホテルに潜伏した。2 7 日に起こした事故のころの記憶は曖昧な部分が多い。」「(大阪に潜伏後、しばらく経って)B 1 と C 1 に北海道に戻りたいという気持ちを伝えたところ、1 1 月中旬ころ、B 1 と C 1 が 大阪に来て A 1 が 北海道に帰りたいなら、1 1 社に対する供金を返済す るように言っていると言われ、借金返済の当てもなかったので、北海道に帰ることをあきらめたが、同日24日 P11015 インバー (本語) 大阪に来て、A1が、北海道に帰りたいなら、U1社に対する借金を返済す とをあきらめたが、同月24日、B1とC1から、A1が函館まで汽車 で戻るように言っていると聞かされ、帰るなと言ったり、帰れと言ったりするA1の真意を測りかねた。」「26日、函館に着いた後、迎えに来たA1 の車に乗ったが、車中で、A1から『大阪のホテルの周りにヤクザがいたの に気がつかなかったか。会社に莫大な赤字を背負わせて、 A 1 に迷惑をかけ たとんでもないやつだということで、ヤクザが勝手に動き回り、危険な状態 だから呼び戻した。D1をやれ。D1をやって自分は生き延びる方法を考え ろ。やるかやられるかだ。常務をやるしかない。』『直接手を下さない方法 を考えれ。ガスを引いてやれ。社長の俺にそこまで言わせるな。』などと再 びD1殺害を指示された。A1の恩義に報いるために、D1を殺害しなければならないという気持ちと、やはり人殺しはできないという気持ちの葛藤があり、このときはD1を殺害しようと決意するには至らなかった。」「(26日はQ2マンションに泊まり)27日R2店に買い物に行ったが、D1殺 害を実行するための道具という意味と、D1殺害の準備を行っていることを A 1 に示すという 2 つの意味で、調理用ハサミと寒さを防いで指紋を残さな いようにするための軍手を購入した。同日夜、Q2マンションで、A1、B 1及びC1と4人で酒を飲んだ際、A1に『今日は(D1殺害を)できなか った』と報告して、購入したハサミを見せると、A1は、をやれないべや。』と言い、自分、B1及びC1に対し、と言う場所に連れて行ってやってくれ。言うな、聞くな、 (『こんなもんで人 『E1が行きたい 手足になってや れ。行き先だけ言え。買い物をする品物のことは具体的に言うな。』などと 指示した。A1からハサミで人なんて殺せないと言われたことから、 力な凶器を購入しようと考え、28日B1とC1に頼んでT2店まで連れて 行ってもらい、ペティナイフ等を買った。ペティナイフを買った後、B1と C1にD1宅近くにあるS2店付近まで送ってもらったが、軍手でペティナイフを握ると滑ることから、滑り止めのためにS2店でセロハンテープを購入して公衆トイレでペティナイフの柄にテープを巻き付けた。この日は、D 1を殺さなければならないという方向に気持ちを持って行き、D1宅の様子 をうかがっていたが、気がつくとG1が帰宅しているのが分かったため、D 1以外の人間を傷つけたくないと考え、D1殺害を実行せずに帰った。」 「同日夜、A1、B1、C1及び〇2とP2マンションで酒を飲んだが、 1に、『今日は無理だった。』と報告し、座るときにポケットに入れていたペティナイフが邪魔だったので、取り出してA1に見せると、A1は『ほうっ。』と言い、右脇腹を押さえながら、『腹だけ刺しても死なない。肝臓を刺さなされば、で通事故の影響 で足を引きずっている自分を見て、『そんな足じゃ何もできないべや。鎮痛剤を打たなきゃだめだ。』としつこく言い、B1に命じてこれを注射させた後、外から電話があったらしく外出した。その後、A1は部屋に戻ってくる と、U2社に集金に行った件、V2社の運賃の着服の件、大阪から電話した

件等について自分を責めてきて、テレクラで知り合った女とU2社に行ったこと、ホタテの運賃を一部着服していたこと、大阪から自分の妻やV2社のW2社長などに電話したことを話したが、このやりとりの際、A1がB1と 『今すぐ行って女房と子供連れて来い。』と指示したことがあ C 1 に対し、 った。その後、A1は、自分が購入したペティナイフを持ち出し、 せ。B1でも良い。やるからにはどんくさいことだけはしてくれるなよ。や らないなら帰れ。帰ったらどうなるかわからん。動くぞ。やらないとお前が やられる。』などと怒鳴り、最後には、B1とC1に対し、『女房と子供連 れて来い。』と指示したが、A1がD1殺害を決断するように迫っているも のと理解した。自分の妻や娘が連れてこられれば、A1から強姦されてしま うのではないかと危惧し、それを避けるためには、D1を殺害するしかない と決意し、A1に『勘弁して下さい。本当にやりますから。明白やりますか ら。』と,間違いなくD1を殺害するから,妻と娘には危害を加えないよう に頼むと、その後A1は怒鳴ることがなくなった。翌朝、自分から頼んだの か、A1から指示してきたのかは記憶にないが、A1がB1に指示して自分に再度注射をさせた。その後、A1が『E1行くぞ。』と言ってきたので、 ペティナイフをフリースのポケットに入れた上、A1が運転する車で外出 し、国道沿いのどこかで降ろされたが、その間に、A 1から5000円札1 枚を渡され、『終わったら連絡をよこせ。』と言われた。A 1 の車を降りた 後、タクシーを拾い、途中からは徒歩でD1宅に向かい、玄関から中に入っ て2階に上がり、D1の胸部及び腹部を持っていたペティナイフで数回突き

刺して殺害した。」 3 E1供述の信用性

E1は、公判廷において、被告人A1に対して憎しみを抱いていることを自認している上、証人として公判廷で供述した段階では、自己の殺人等被告事件の第1審あるいは控訴審が係属中であったことから、被告人A1に対する恨みを晴らしたり、被告人A1に責任を転嫁して、自らの刑責を軽減したりするために、虚偽供述を行うおそれがあったことは否定できない。しかし、こうした事情を十分に考慮した上で、E1供述の信用性を慎重に検討したとしても、以下に説示するとおり、被告人A1から指示されて本件各犯行に及るだとのE1供述には、高度の信用性が認められる。

(1) E1の供述態度、供述内容の具体性等

E1は、公判廷において、「嘘は、作り話は、私はしません。殺せと言われた場面をはっきり思い出せないと正直に言っているのも、確信がない供述や、勘違いの供述をしてはまずいと思っているからです」旨供述しているが、同人は、その供述どおり、自己の記憶がある部分とそうでない部分を明確に区別して供述している。取り分け、E1の供述中、9月22日の自動車事故が、D1殺害を図った故意のものであるとの部分については、同人にとって、自らの刑事責任を更に重くする、著しく不利益な供述であるのに、この点についても包み隠さず、率直に供述するなど、その供述態度は真摯である。

また、E1供述は、捜査段階と公判段階とにおいて、その供述内容がおおむね一致している上、公判廷における弁護人からの執拗な反対尋問に対しても、被告人A1から指示を受けて本件各犯行に及んだとの供述の根幹部分については、全く揺らいでいない。さらに、E1供述は、その内容も、被告人A1から言われた言葉の内容、それをどのように理解したのか、そのように理解した理由、指示を受けた際の心理状態及び逡巡しながらも犯行を決意するに至った心理経過等について、具体的かつ詳細で、まさに経験した者だけが語ることのできる迫真性を有している。

さに経験した者だけが語ることのできる迫真性を有している。 (2) E1供述は信用できる関係証拠により裏付けられていること ア 第1の1の犯行前、被告人A1がE1の責任を厳しく追及していたこ

E1の供述中、同人が、平成12年9月ころ、被告人A1から厳しく 責められ、その過程でD1殺害に追い込まれていったとの部分は、当時 U1社等に勤め、その場面を目撃したX2やY2のほか、被告人B1及 び同C1がいずれも、当時、E1が、U1社の赤字の件やB2社の資金 繰りの件で被告人A1から厳しく責め立てられ、精神的に相当疲労した 状態にあったことを供述しており、これらの供述によってその信用性が 裏付けられている。また、被告人C1の公判供述によれば、同被告人は、E1から、「被告人A1に若い者をうまく使うよう言われ、飲みに連れて行って言おうとしたけれども言えなかった。」などと聞いたことが認められ、被告人A1が、E1の責任を追及する過程で、若い者をうまく使うよう指示したことについても、このように裏付けられている。

 第1の1の犯行がD1殺害を図った故意の自動車事故であること E1の供述中、9月22日の自動車事故がD1殺害を図った故意の事 故であるとの部分については、前記のとおり、E1にとって、自己の刑 事責任をさらに重くする著しく不利益な供述で、この点について、同人 が殊更虚偽の供述をするとはおよそ考えられないが、さらに、前記認定 の、見通しの良い直線の道路上において、自分の方から相手方車両にぶ つかっていったかのような事故態様とよく整合し、運転操作を誤ったよ うに見せかけるためにタバコを助手席側に落とす工作をしたとの点につ いても、D1の警察官調書によって、その信用性が裏付けられている。

なお、弁護人は、事故後のE1車両は、運転席側の方が助手席側より、衝突による被害が大きく、運転席側の方が衝撃が大きかったと考えられるなどとして、9月22日の事故が故意による事故であるとのE1供述は信用できないと主張するが、高速度で走行する自動車の助手席側のみを、同様に高速度で移動するトラックに的確に衝突させることは、プロの運転手であるE1の高度な運転技術をもってしても困難というべきであるから、結果として運転席側の破損が助手席側より大きかったことが、E1が故意に発生させた事故であることと相容れないとはいえないから、弁護人の主張は採用の限りではない。

ウ 被告人A1は当初から自分がE1を函館まで迎えに行く意向を示してい たこと

被告人B1及び同C1は、公判廷において、被告人A1は、E1を大阪から北海道に戻す際、E1の所持金の有無を問題としないで、当初から汽車を使って函館駅まで戻って来るように指示した上、自らE1を迎えに函館駅まで行くと言っており、被告人B1らにE1を迎えに行くよう頼んだことはない旨供述しているところ、被告人B1らが、この点に関して敢えて虚偽供述に及ばなければならない理由は見いだし難いほか、両名の供述が相互に符合していることに照らせば、両名の供述は十分信用できる。

被告人B1らの前記供述によれば、被告人A1は、当初から、E1に対し、敢えて函館駅に戻るように指示した上、自らE1を迎えに函館駅まで行く意向を示していたことが認められるが、これによれば、被告人A1がE1と2人だけで話すことができる状況を作ろうとしていたことを推認することができ、函館から札幌に戻る車内で被告人A1からD1殺害を指示されたとのE1供述を裏付けるものである。

エ E1がペティナイフを購入した経緯等

前記認定のとおり、E1は、11月27日にハサミを購入し、その 夜、被告人A1に購入したハサミを見せた際、同被告人から馬鹿にされ るようなことを言われ、翌28日にはペティナイフを購入し、これを使 用してD1殺害に及んだものであるが、E1が購入したハサミを敢えて 被告人A1に見せたことは、「被告人A1からD1殺害の指示があっ た」とのE1供述を合理的に裏付けているといえる上、その翌日、より 強力な凶器であるペティナイフを購入して犯行に及んだことは、「購入 したハサミをA1に見せたところ、A1から『こんなもんで人をやれな いべや。』と言われた」旨のE1供述を裏付けているというべきであ る。

る。
オ 被告人A 1がP 2マンションでE 1を責めたこと
 O2, 被告人B 1及び同C 1が, 11月29日午前1時過ぎ,ファミリーレストランからP 2マンションに戻った後の状況として, O 2は,公判廷で,おおむね「A 1は, E 1に大阪潜伏中に外部に連絡していたことや,ホタテの売上げをピンハネしていたことを大声で怒鳴って責めた上,『大阪に帰れ。警察に行け。C 1やB 1の名前出したら,C 1のダンナもヤクザだし,O 2の元ダンナもヤクザみたいなもんだから承知しないぞ。お前の家族に何があるかわからないぞ。』と怒鳴り,B1に

は、その内容がおった。これに、大阪に対して、一次では、その内容があると、できると、できると、できると、大阪に潜伏して、大阪に対し、大阪に対して、大阪に対して、大阪に対して、大阪に対して、大阪に対して、大阪に対して、大阪に対して、大阪に対して、大阪に対して、大阪に対して、大阪に対して、大阪に対して、大阪に対しが、大阪に対しが、大阪に対いが、大阪に対しが、大阪に対しが、大阪に対しが、大阪に対しが、大阪に対しが、大阪に対は対しが、大阪に対いが、大阪に対しが、大阪に対しが、大阪に対いが、大阪に対いが、大阪に対いが、大阪に対いが、大阪に対しが、大阪に対は、大阪に対は、大阪に対いが、大阪に対いが、大阪に対

したかって、EIの供述中、29日末明、被告人AIから厳しく貢め 立てられ、家族に危害を加えるなどと脅されて、次第に追いつめられて いった状況に関する部分は、おおむね、O2らの公判供述によって裏付 けられているといえる。

弁護人は、O2は、28日から29日にかけてのやりとりに不穏な雰囲気を感じなかったと供述しているとして、P2マンションでの一連のやり取りは、その後のD1殺害を予測するようなものではなかったとに発する。しかし、O2は、当時被告人A1及びE1らと同じ居室内で、たの場の雰囲気を実際よりも過小に供述している危険性があるよけで、その場の雰囲気を実際よりも過小に供述している危険性があるよければならないが、現に、O2供述による、その場におるで、おはいればならないが、現に、O2供述による、その場においるが出たり、被告人A1が、ナイフを持ち出して「俺を刺せ。」「6日によるなどしていたのであったとはいえないから、弁でも、その場の雰囲気が到底平穏なものであったとはいえないから、弁護人の主張は採用できない。

(3) E1にはD1殺害の固有の動機がないこと

確かに、前記認定のとおり、E1が、D1に対し不快感を募らせていたことは認められるが、他方、E1は、大切にしていた自分の車を失い、自己の生命すら失いかねない危険を冒してまで第1の1の犯行に及んでいる上、さらに、そのわずか2か月後には、D1の胸部及び腹部を数回突きすという残虐な方法で殺害して第1の2の犯行に及んだものであって、うしたE1の行動に照らすと、そこにはD1殺害に対する強固な意思が認められるところ、関係証拠によれば、E1には、こうした強固な殺害意思を形成するほど、同女を憎んでいたとか、D1を殺害することによって、それに見合う利益を得るとかといった固有の動機はなかったと認められる。

(4) E 1の一連の行動は被告人A 1からの指示によると考えるのが合理的であること

弁護人は、前記E1の各行為は、それぞれ別個に考えれば理解可能であると主張するが、前述各行為の時間的な連続性、行為の類似性などに照らせば、E1の一連の行動と把握するのが自然かつ合理的であるから、弁護人の主張は採用できない。

(5) 弁護人が指摘するE1供述の問題点について

弁護人は、E1は、思い込みの激しい性格であるから、これによる供述への影響を考慮する必要があるほか、E1には、記憶の曖昧な点が多数存在するし、その供述は、捜査機関からの働きかけや、被告人B1及び同C1の捜査段階における供述に影響されているおそれが否定できないとして、その信用性を争う。

もっとも、E1が、11月29日末明、被告人A1が、「女房と子供連れて来い。」と被告人B1らに指示したため、そうなれば、妻や娘がして来いると思い、それを回避するために、D1殺害を決意したと供述してばる部分については、O2、被告人B1及び同C1の各公判供述れずるの際の被告人A1の発言の趣旨は、E1に大阪に戻って失踪を継続のの別のであるか、自宅に戻るか、警察署に出頭して失踪を終って、と認めるのが同じた上で、加えるという趣旨のである。たと認めるのが相当であるから、E1の思い込みによるものであるとが否定できない。しかし、11月26日に北海道に戻っての被告人A1がE1にD1殺害を強く迫っていたことなど、それまでの被告人A1のE1に対する言動等に照らすと、被告人A1がE1を責め立てたのは、同

人にD1殺害を迫るためであったと認められるところ,他方,E1は,当時身体的にも相当疲労していたと考えられることに加え,前記認定のとり,潜伏中の電話や運賃の着服を口実に,被告人A1に厳しく責められた挙げ句に,ペティナイフを示されて,被告人A1あるいは同B1を刺すう迫られるなどして,精神的にも相当追いつめられていたのであって、別に立ちなとして,精神的にも対したである。というなとができないまま,被告人A1から妻や娘のこと解して、正ででは、その真意を付度しようとして,発言の趣旨を速断して誤解することしても,あながち不自然とはいえない。したがって,この点に関することにはならないというべきである。

以上のとおり、弁護人の指摘する事情等を考慮しても、被告人A1から本件各犯行を指示されたとのE1供述の枢要部分は、高い信用性を有するというべきである。

# 4 被告人A1の関与を疑わせるその他の事情

(1) 被告人A1にはD1を殺害する動機が存在すること

前記認定のとおり、被告人A 1の経営するU 1 社等は、本件犯行当時、少なくとも翌年3月までの間、H 2 から毎月100万円から1200円程度の資金援助を受けなければ、経営が成り立たない状況にあるのにあると変金が次第に底をつき始めており、同海なを偽装してもの資金が次第に底を大会には、海難事故を偽装してものの海上保安庁職員や弁護士らに対する同的とは、といると認められるほか、 日1がD 1 を殺害した後、取締役のに対していた生命保険金の取得を目的とは、日1がD 1 を殺害した後、取締役が金ので議事録を作成してまで、それ以前からB 2 社の代表取締役のには、日1のといると認められるほか、保険会社にD 1の生命保険金ので議事なたとする登記申請を行って、保険会社にD 1の生命保険金のが相当を表したことを総合すると、おる強固な意思が存在していたと認めるのが相当である。

こうした事実に加え、被告人A1が、D1によるB2社の手形小切手濫発や売上金の流用などを契機として、D1に対し強い悪感情を抱いていたことなどを勘案すると、被告人A1には、U1社等の倒産を回避するため、D1に掛けられていた多額の生命保険金を取得する目的で、D1を殺害する動機が存していたと認めることができる。

(2) 被告人A 1 が第 1 の 1 の犯行を予期していたかのような言動をしている こと

X2の公判供述によれば、被告人A1は、第1の1の犯行の前、X2とY2に対し、「E1の身の上に何があっても動揺するなよ。」と言い、これに対し、X2が「E1さんが死んでもですか。」と聞き返すと、「そうだ。」と答えたことが認められる。また、被告人B1及び同C1の各公判供述によれば、9月22日、被告人B1が、被告人A1に対し、E1が自動車事故を起こしたと電話で伝えた際、被告人A1は、特段驚いた様子を見せず、「E1は怪我しなかったのか。」とか「誰か乗っていたか。」などと、E1の身を案じるどころか、安否を確認することもなかったことが認められる。

こうした被告人A1の不自然な言動は、被告人A1が、9月22日の事故を予期していたことを示すというべきであって、これは、被告人A1がE1にD1殺害を指示していたことを窺わせる一つの事情ということができる。

(3) 第1の2の犯行後の被告人A1の言動

X2の公判供述によれば、被告人A1は、第1の2の犯行当日、X2と Y2がいる傍らで、独り言のように、「E1をいじめ過ぎちゃったか な。」と言ったことが認められる。また、前記認定のとおり、被告人A1 は、本件殺人事件の約10日後の同年12月上旬ころ、O2や被告人C1 らに指示して、P2マンションやQ2マンションの室内を清掃させ、室内 からE1の指紋が検出されないように工作している。

こうした被告人A1の言動は、同被告人が犯行への関与を疑われるのを 想定し、あらかじめ弁解を弄し、あるいは罪証隠滅行為に及んだものと認 めることができる。

5 被告人A1の弁解の信用性

(1) 被告人A1の弁解の概要

被告人A1は、捜査段階及び公判廷で、おおむね、 「平成12年9月こ E1をU1社の赤字の件や、B2社の資金繰りの件で責めたことはあ るが、E1だけを特別いじめたことはない。E1が9月ころ特別疲れた様 子であるとも思わなかった。E1にD1殺害を指示したことはない。E1 に『コミュニケーションを取れ』と言ったのは、E1がD1との接触を嫌 がっていたことから、D1とコミュニケーションを取り、よく話し合わないと先に進まないとの趣旨であるし、『ドーンとやれ。』というのは、腹 を割って相手にぶつかっていって相手の気持ちを掴めという意味で言った ものである。また、『早くしろ。』とか『時間がない。』とは、B2社の経営状態を早く把握するようにとの趣旨である。『暴走族上がりの人間だから使い方によっては仕事で使えるはずだ。』と言ったことはあるが、暴走族を使ってD1を殺害する話をしたことはない。」「E1が9月27世 にb町方面に行ったことは知らなかった。E1に海中に飛び込むように指 示したことはない。E1を失踪させることにしたのは、E1が、 故を起こし、もう会社にはいられないし、家にも帰りたくないので行方不 明になりたいと言い出したからで、E1を単に失踪させるだけでなく、海 難事故を偽装した目的は、E1の保険金を取得することにあったのではな く、H2を納得させる方法を考えるようE1に言うと、E1が、B1やC 1と協力して具体的な方法等を決めたものである。自分は、B1とC1が 関わることになったので、姿々の心配もしただけである。 関わることになったので、資金の心配をしただけである。E1が大阪に潜 伏するようになったのは,E1が決めたことで,自分が指示したものでは ない。潜伏中、E1に外部への連絡を禁止したのは、外部に電話されると U2社やホタテのピンハネの調査がやりにくくなるからである。」「11 月26日にE1を呼び戻したのは,U2社の件,ホタテのピンハネの件の 調査が終了したので、これらについてE1本人から確認するためであった。E1は、当初札幌まで戻すつもりだったが、E1の所持金が足りないということだったので、函館まで来させることになったものであり、自分が函館まで迎えに行ったのは、B1に迎えに行くよう頼んだが断られたか らである。E1を函館から札幌まで連れて来る車の中では大した話はな E1が供述するような会話は一切なかった。」「11月27日夜は、 E1が買ったハサミを見て、『どうするのよこんなもん。』と言ったが、 それは蟹なんてないのに,E1が蟹を食べる際に使うハサミを買ってきた からであって、『こんなハサミで人なんて殺せない。』などとは言ってい ない。B1かC1に、E1が買い物に行きたいと言ったら金を渡すように言ったことはあるが、27日夜や28日午前に、E1の買い物につき合う ように言ったことはない。E1が28日にB1やC1と買い物に行くこと は知らなかったし、D1宅に行くことも知らなかった。」「28日夜のP 2マンションで、E1にD1の殺害を指示したことはない。U2社の件、 ホタテのピンハネの件、大阪から外部に電話していた件について話すよう に責め、それがはっきりしたので、E1に、家に帰るか、警察に行くか、 大阪に戻るかを決断するよう迫っただけである。その過程で、E1にB1 とC1に迷惑を掛けないように言ったが、自分の周りにヤクザ者がいると か、E1の家族に危害を加えるとか言ったことはない。E1にナイフを示 して、自分を刺せとか、B1を刺せ、とか言ったのは、その前にE1が自 分に向けてナイフを構えたことがあったので、その流れの中のことであ る。E1に覚せい剤を注射した理由は、事実関係をきちんとしゃべらせる ためである。」「29日朝,E1に食費や交通費のつもりで5000円を 渡したが、再度、家に帰るか、警察に行くか、大阪に戻るかを決断するように言い、決断できたら連絡するように言ったのであり、D1殺害を終え たら電話するように言ったのではない。」などと弁解する。

(2) 被告人A1の弁解の信用性

ア 関係証拠との整合性

前記認定のとおり、被告人A1は、平成12年8月ころからE1に対し、連日のようにB2社の経営状況や、E1の営んでいた運送事業が赤字続きであることなどについて、その責任を厳しく追及していたのであ

って、その結果、E1は、同年9月ころには、精神的に相当追いつめられた状態に陥っていたのに、被告人A1は、これを否定する弁解をして いる。また、被告人B1及び同C1は、海難事故を偽装するようになっ た経緯,その目的,E1を函館駅まで戻し,被告人A1がE1を迎えに 行くことになった経緯、11月28日に被告人B1と同C1がE1を買 い物に連れて行った経緯、同日夜のP2マンションにおける被告人A1 の発言内容等について、「海難事故を偽装するようになったのは、 A 1 がE1に『E1とりあえずいなくなれ。釣りをしていて波にさらわれたことにする。』と言い出したからであり、A1の目的がE1の生命保険 金を詐取することにあることは分かっていた。」「11月にE1を北海道に戻す際, A1は始めからE1に函館まで戻って来るよう伝えるよう に指示してきた。E1の所持金から考えてどこまで戻れるかという話は 全くなかった。A1は、始めから自分が函館まで迎えに行くと言ってお り、A 1が自分たちに迎えに行くよう頼んできたことはなかった。」「28日にE1の買い物に同行することになったのは、A 1から、2 日夜、『E1が行きたい所があるから連れて行ってやってくれ。』と、 28日会社にいるとき、『E1が買い物あるらしいから、乗せて行って やってくれ。行きたいと言った所で降ろしてやってくれ。』とそれぞれ 指示があったからである。」「28日夜、A1は、E1に対し、 に行ってもB1とC1の名前は出すな。名前を出したらお前の娘も承知 しないぞ。C1のダンナも元ヤクザだ、O2の元ダンナもヤクザみたい なもんだ。』と言っていた。」などと供述しているが、両名の供述は、 保険金目的で海難事故を偽装したことに自らが関与していたことを認める、自らにとって不利益な事実を承認する内容であるほか、両名がこれ らの事柄について殊更虚偽の供述をする理由が見いだし難いことや、そ の供述が相互に符合して信用性を補強し合っていることに照らして、十 分信用することができる。

このように、被告人A1の弁解は、その重要部分が関係証拠と整合性を有しないというべきである。

# イー弁解内容の不合理性等

### ウ 弁解の変遷

被告人A1は、捜査段階においては、当初、9月22日の事故後、E1の見舞いに行ったことや、海難事故を偽装したことに関与したこと、捜査の進展に伴い、これを認めるに至ったものである。また、前記事はに「E1に『ドーンとやれ。』と言ったことはない。」などと弁にていたのに、公判廷では、その趣旨はともかく、言ったこと自体はこれを認めるに至ったほか、E1を北海道まで戻した理由についても、捜査段階では、E1に運賃の着服の疑惑が出てきたので、それを確認するためであったなどと、その弁解を変遷させている。

このように被告人A1は、弁解の重要部分を変遷させているが、その理由についても合理的な説明がなされていない。

以上アないしウによると、被告人A1の弁解は到底信用できない。

6 まとめ

では、前記認定のとおり、被告人A1は、第1の2の犯行後、内容虚偽の株主総会議事録等を作成し、これに基づき登記手続を行いたように表して、これに表現の生命保険金を請求しているのである(被告人A1に、真るの生命保険金を請求しているのである(被告人A1に、真るの生命保険金を請求しているのである(を記認定のとおりである意思があったことは、後記認定のとおりである。という目のに照らして、準備の周到性に欠ける面があったのは、を殺害にとおり、追いつめられた結果であって、追いつめられた日1がかけるである。といるである。といるである。といるでは、必要によりがあったといるのの、前記認定のとおり、日1が日1を表にして、2000年ののの、前記認定のとおり、日1が日1を表によりには、日1の200年ののの、前記認定のとおり、日1の200年ののの、自200年のでは、日1は、日1の200年のでは、日1は、第1の200年のでは、日1は、第1の200年のでは、日1は、第1の200年のでは、日1は、第1の200年の記念を表にいる。第1の200年には、第1の

こうした事情を勘案すると、弁護人の指摘する事情は、いずれも本件各犯行が、被告人A1の指示による保険金目的の殺人であることを否定することにはならないし、そのほか弁護人の主張する事情を勘案しても、本件各犯行が被告人A1の指示によるとの前記認定を左右するものではない。

## 第2 第2ないし第4の各犯行について

1 第2の犯行について

弁護人は、本件保険金請求について、被告人A1は、保険金の請求を行っていないとした上で、保険金請求の対象となった事故は、E1が過失で起こした交通事故であるから、本件においては、欺罔行為は存在せず、仮に故意による事故であったとしても、被告人A1は、そのことを知らなかったのであるから、同被告人には詐欺の故意が存在しないと主張する。

確かに、保険金請求書を作成したのは、E1の妻であるが、他方、関係各証拠によれば、被告人A1は、9月22日の事故後、E1の妻に対し、「保険の方は全て会社の方で手続を取る。」と話し、保険会社の担当者らとと、し、その際には、担当者らに対し、自分が窓口になる旨伝えていること、1の妻が保険金請求書を作成したのも、被告人A1の指示によるもので、これを保険会社に提出したのも同被告人であったことが認められる。このような事実によれば、実質的には被告人A1が保険金を請求したと認める1が日当である。また、前記認定のとおり、9月22日の事故は、被告人A1がE1にD1殺害を指示して起こさせた故意の事故であるから、同被告人に詐欺の故意があったことも明らかである。

したがって、弁護人の主張は採用できない。 第3の犯行について

弁護人は,被告人A1において,保険金請求の対象となった事故を発生さ せた車両(Z2)が、保険対象車両(A3)とは異なるにもかかわらず、 険金を請求したことは認めながら、そのことは、保険代理店のW1を通じて 保険会社も了解済みであったから、本件においては欺罔行為が存在しないと した上で、そもそも前記事故は、E1が過失で起こした交通事故であるし 被告人A1は、E1の過失による事故と認識していたから、同被告人には詐 欺の故意が存在しないと主張する。

しかし、前記W1は、公判廷において、「A1と会って事故の状況を聞い 『A3車を運転していて、b町のE3旅館近くのトンネルで 事故った。』と話していた。事故車両がZ2車と聞いたことはなく、運転者 がE1であるとも聞いていない。内容虚偽の報告を行って保険金の支払手続 に入っても、損害調査部の方で調べるから必ず発覚してしまい、そうなると 自分は代理店契約が解約されて食べていけなくなるから、保険対象車両ではないZ2車で事故を起こしたことを聞いていたら、保険金の請求手続に入る ことはしなかった。」などと供述し、本件保険金請求が虚偽の内容であることを事前に了解していたことはない旨被告人A1の弁解を明確に否定してい る。W1供述は、明確で、弁護人の反対尋問にも全く動揺しておらず、

内容も合理的であるから、その信用性に疑いを差し挟む余地はない。 W1供述によれば、被告人A1が保険金を請求した際、保険会社は、事故 を発生させた車両と保険対象車両が異なることを知らなかったと認められる。また、前記認定のとおり、保険金請求の対象となった事故は、被告人A1の指示で、E1が故意に起こしたものであるから、本件において、被告人 A 1 に詐欺罪が成立することは明らかであり、弁護人の主張は採用できな

弁護人は,本件のような手続で取締役の変更を行うことは,中小企業では 慣例的に行われているものであるから、社会的正当行為として違法性が阻却 されるし、被告人A1は社会的正当行為と認識していたから、違法性の意識 を有していなかった,また,被告人A1が保険金の支払を請求したのは, れまで支払い続けてきた保険料を会計上損金として処理するためであり、 険料を実際に受領するつもりはなかったから、同被告人には詐欺の故意は存 在しないし,本件においては,欺罔行為自体がないと主張する。

しかし、J1は、公判廷において、おおむね「(D1がE1に殺害された 後) G2部長から、この事例では保険金は支払われないので請求しないよう にA1に伝えてほしいと言われたので、A1にその旨伝えると、 か。分かったよ。』という感じだった。しかし、その後、A1は、 『ああそう 打ち合わせをしていると言い、請求しても絶対に出ないと言っても、 は弁護士でやるからいい。請求はするから。』と言ってきた。その後、自分が、請求者がE1では絶対に出ないことを伝えると、A1は、『契約者がE1で出ないなら契約者を変えればいいべや。』と言っていた。」などと供述 している。

J1は、被告人A1の愛人で、同被告人から保険契約の獲得等の面で便宜 を受けるなどしていたものであるから,同被告人に有利な供述をするおそれ こそあるものの,殊更被告人A1に不利益な虚偽供述をする理由はない上, 供述内容も、具体的かつ詳細で、特段不自然、不合理な点もないから、十分 信用することができる。そして、J1の公判供述によれば、本件の取締役変 更登記等がD1の生命保険金を取得する目的でなされたこと,被告人A1に は、D1の生命保険金を受領する意思があったことが認められる。

以上認定の事実によると、電磁的公正証書原本不実記録、同供用の各犯行 は、被告人A1が保険金詐取という不正の目的で犯したものであると認めら れるから、社会的正当行為に該当しないことは明らかである。また、被告人 A 1 に違法性の意識があったことも明白というべきである。さらに、 A1が,B2社の代表取締役が,真実はE1であるにもかかわらず, 人であると偽って保険金請求を行ったものであるから,被告人A1の保険金 請求行為が欺罔行為に該当すること,同被告人に詐欺の故意があったことも 明白である。したがって、弁護人の主張はいずれも採用の限りではない。

### (法令の適用)

被告人A1の第1の1の所為は,刑法60条,203条, 199条に 2の所為は、同法60条、199条に、第2及び第3の各所為は、いずれも(第 2の所為は包括して)同法246条1項に,第4の所為中,電磁的公正証書原本 不実記録の点は同法157条1項に、不実記録電磁的公正証書原本供用の点は同 法158条1項,157条1項に,詐欺未遂の点は同法250条,246条1項 にそれぞれ該当するところ、第4の電磁的公正証書原本不実記録と不実記録電磁 的公正証書原本供用と詐欺未遂との間には順次手段結果の関係があるので、同法 54条1項後段, 10条により1罪として最も重い詐欺未遂罪の刑で処断するこ ととし、第1の1の罪について所定刑中有期懲役刑を、第1の2の罪について所 定刑中無期懲役刑をそれぞれ選択し、以上は同法45条前段の併合罪であるが、 被告人A1を無期懲役に処すべき場合なので、同法46条2項本文により他の刑 を科さないで、被告人A1を無期懲役に処し、同法21条を適用して、被告人A 1に対し、未決勾留日数中750日をその刑に算入し、訴訟費用については、刑 事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人A1に負担させないこととす る。

### (量刑の事情)

第1の各犯行は、被告人A1が、経営する会社の資金繰りに窮し、役員である被害者に掛けられた生命保険金の取得を企図し、共犯者E1に被害者殺害をそのかし、その意図を察したE1が交通事故を装って被害者を殺害しようと企て、被害者を同乗させて走行中の自動車を、加速させながら対向車線を進行中の大型貨物自動車に正面衝突させて被害者を殺害しようとしたが、被害者に判示の傷害を負わせたにとどまった(第1の1の犯行)ことから、再度、被害者を殺害して生命保険金を取得することを企図し、E1に被害者殺害を指示し、E1が被害者をペティナイフで数回突き刺すなどして殺害した(第1の2の犯行)というものである。

第1の各犯行が、保険金目的の殺人という、凶悪であるばかりでなく、金のためには他人の生命さえも一顧だにしない冷酷、非道な犯行であると社の経営を記憶した。一種だければならない。被害者に掛けられた生命保険金を取得して会社の倒己を必要を担けられた生命保険金を取得して会社の自己を必要を担けられた生命保険金を取得して会社の自己をとびます。他は、他の会社であって、犯行の間に、これであるとのであるにあって、独関には、おいるとのであるようである。とがであるというである。また、容易には、なるとは、なるとがであるとがである。また、であるとは、なるとがである。また、犯行当日も、単独犯行り換えるとがのをまた、なるとがであるというである。とがであるとがであるととがであるととがである。とがであるとは、なるとのである。ないである。ないである。ないである。のである。

本件により、第1の1の犯行では、被害者に加療約4週間を要する重傷を負わせるにとどまったものの、第1の2の犯行では、何物にも代え難い、黄重な生命を奪ったもので、本件結果が重大であることはいうまでもないが、被害者は入てあることはいうまでもないが、被害者は入るとは不適切な対応落ちので、会社の売上金を横領するなど、会社役員として不適切な対応落ちにとなるできないものの、もとより殺害されなければならないほどの落ちにがったものではない。被害者は、実母や夫、息子と幸福な家庭生活を送ないるもかかわらず、本件犯行により、愛するわが子の成長を見届けることを失っの生涯を終えたもので、その無念は察するに余りある。愛するは、また、の生涯を終えたもので、で、付近住民に与えた衝撃や不安感にも多大なものがあったと推察される。

被告人A1は、保険金目的で被害者殺害を企図した首謀者でありながら、自らは手を汚すことなく、共犯者であるE1に被害者殺害をそそのかし、ときにはE1を恫喝するなどして、被害者を殺害せざるを得ない状況に追い込んで、これを実行させたもので、誠に卑劣で狡猾といわなければならず、その責任は実行犯で

ある E 1 に比して遙かに重い。

また、被告人A1は、本件犯行後、罪証隠滅を行うなど、犯情芳しくないばかりでなく、捜査及び公判を通じ、一貫して、自己の刑責を免れるための不自然、 不合理な弁解に終始し,現在に至るまで,被害弁償はおろか,慰謝の措置すら講 じようとしないなど、反省の態度は微塵も見られない。

近時我が国においては、保険金目的の殺人事犯が増加し、 社会的にもこの種事 犯に対しては厳しい対応が求められていることも考慮しなければならない。

また、第2の犯行は、第1の1の犯行によって発生した物的損害を填補するため、E1が故意に発生させた事故であるのに、過失による事故であるとして保険 金の支払を請求し、保険会社から約300万円を詐取したもの、第3の犯行は、 第1の1の犯行において,被害者の生命保険金を取得することに失敗したため, E1が運転操作を誤って海中に転落したことを装い、同人の生命保険金を取得す ることを企図し、被告人AIの意を受けたEIが海中に転落しようとしたもの の、ガードロープ支柱に激突したために生じたという物損事故に関し、その損害 を填補するため、過失による事故を装っただけではなく、事故車両は保険対象車 両でないのに、保険対象車両が事故を起こしたように保険会社を騙して保険金1 5万円余を詐取したというもの、第4の犯行は、E1が被害者を殺害した後、被害者の生命保険金を詐取するため、殺害日以前から代表取締役が変更されていた との虚偽内容を電子情報処理組織登記ファイルに記載させてこれを備え付けさせ た上、保険会社から生命保険金を詐取しようとしたが、未遂に終わったというも ので、いずれも犯行動機に酌量の余地がない上、犯行態様も巧妙で悪質である。 各犯行による財産的な被害も多額に及ぶほか、電子情報処理組織登記ファイルに 対する社会的信用が損なわれるなど、その結果も軽視を許されない。しかるに、 被告人A1は、いずれの犯行についても、被害弁償を講じていないばかりか、捜 査及び公判を通じ、一貫して、自己の刑責を免れるための不自然、不合理な弁解 に終始しており、真摯な反省を全く示していない。

以上の諸情状,ことに第1の各犯行の悪質性,犯行動機の利欲性,犯行態様の巧妙,残忍性,結果の重大性,遺族の処罰感情,被告人A1の果たした役割,反省の程度等に照らすと,被告人A1の刑事責任は極めて重大であるといわなけれ ばならない。

したがって、第4の犯行中、詐欺の点については未遂にとどまり財産的損害が 生じていないこと、被告人A1は、これまで罰金前科が1件あるだけで、他に前 科のないことなど,本件に現れた被告人A1に有利な事情をできる限り斟酌した としても、被告人A1を主文掲記の刑に処するのが相当と判断した。

## 【被告人B1及び同C1関係】

第 1 公訴事実と争点

被告人B1及び同C1に対する公訴事実は、被告人両名が、同A1及びE1と共謀の上、被告人A1に係る前記第1の2の犯罪事実(D1殺害)を行 った,というものであり,検察官は,被告人B1及び同C1は,いずれも被 告人A1が、D1に掛けられた生命保険金を取得するために、E1にD1を 殺害させようとしていることを知りながら、被告人A1の指示を受け、 道具であるペティナイフの購入、D1宅への送り届けなどに協力したと主張

これに対し、被告人B1及び同C1の弁護人は、両被告人が、E1がD1 殺害に使用したペティナイフを購入する際、E1をT2店まで連れて行った こと、その後E1をD1宅付近まで送り届けたこと、被告人B1が、E1に 覚せい剤を注射したことは認めるものの,被告人B1及び同C1は,当時, 被告人A1がE1に指示してD1を殺害しようとしていることを知らなかっ たと主張する。 したがって、本件の主たる争点は、被告人B1及び同C1 が、同A1及びE1が、D1を殺害しようとしていることを認識しながら、 これに協力したか否かということである。 当裁判所の判断

犯行前後の状況等

本件犯行前後の状況等については、被告人A1関係の関係各部分で認定し た諸事実のほか,被告人B1及び同C1に係るものとして,以下の事実は, 関係証拠上明白なものである。

(1) 被告人B1及び同C1と被告人A1らとの関係等 被告人B1は、同A1の三女で、平成11年11月ころ、同被告人の勧 めでU1社に入社し、E1の手がけていた運送部門のトラック運転手として稼働していたが、翌12年9月ころからは、I2社でユンボのオペレーターとして働くようになった。なお、被告人B1は、形の上ではI2社の代表取締役であったが、名目上のものにすぎなかった。被告人C1は、不成七、八年ころ、海の家で働いていた当時、同僚であったO2が被告人A1と交際していたことから、同被告人と知り合い、平成12年1月末ころから、O2の紹介でB2社の経理係として稼働していた。被告人B1なり同C1は、B2社が事務所をU1社と同じ建物に移転した同年6月ころ約6に任じられたことを契機として互いに好意を抱くようになり、同年11月初旬からは被告人C1の自宅で、同被告人の2人の子供とともに同居していた。

被告人B1は、被告人A1が、姉ばかり可愛がり、母親に暴力を振るい、専門学校に行かせてくれなかったなどとして、被告人A1に悪感情を抱くとともに、被告人A1から高額の生命保険契約に加入させられたことや、トラックのボルトが抜けていたことがあったことから、同被告人を恐れていた。また、被告人C1は、職務の内容が金銭を扱うことから、仕事をきちんとしないと、被告人A1からどのような言いがかりをつけられかねないと恐れていた。被告人両名は、職場の上司等として、E1の経営能力についてはともかく、その人間性についてはおおむね好感情を抱いていた。

(2) 被告人C1のD1に対する感情等

被告人C1は、D1が、B2社の経理をでたらめに処理していたことや、手形や小切手を濫発したり、売上金を横領していたこと等で経理上困難な対応を強いられただけでなく、D1が経理を明確にするための調査に協力しなかったことなどから、同女に少なからず不快感を抱いていた。また、被告人C1は、3回ほどD1に金銭を貸し付け、そのうち2回は約束どおり返済を受けたが、平成12年4月ころ、D1夫妻に依頼されて、一、二か月後を返済期限として貸し付けた350万円については、その後元金200万円の返済を受けたものの、残額150万円は、数回の督促にもかかわらず、返済期限の延期を重ねた上、返済期限とされた同年11月20日にも、何の連絡もないまま無視されたことから、その不誠実な態度に不快感を募らせていた。

(3) 被告人C1のB2社に対する貸付け 被告人C1は、平成12年8月末、被告人A1の依頼を受けて、B2社に対し、手形決済資金として380万円を貸し付けたが、本件犯行時までにその返済を受けていなかった。

(4) 9月22日の自動車事故前及び直後の状況等

被告人B1及び同C1は、平成12年8月ころから、E1が手がける運送事業に関して、U1社が赤字を累積させていることや、B2社の経営状況、荷忘れ等のE1の仕事上のミス等に関し、被告人A1がE1を厳しく責め立て、このため、E1が精神的に追いつめられた状態に陥っていることを認識していた。また、被告人B1及び同C1は、同年9月22日、E1が、D1と共に外回りに出かけたことを知っていた。被告人C1は、同日、被告人B1とともに自動車で買物先に向かう途

被告人C1は、同日、被告人B1とともに自動車で買物先に向かう途中、通行人から携帯電話にE1が交通事故を起こしたとの連絡を受けた際、「あいつ本当にやっちゃった」(あるいは、「あいつ本当にやりやがった。」)などと言った。その直後、被告人C1は、同A1にE1が自動車事故を起こしたことを報告しようとしたが、携帯電話のボタンを押すことができなかったため、同B1が替わってこれを知らせた。これに対し、被告人A1は、「お前らで現場見に行って来い。」などと言うだけで、特に驚いた様子でも、E1の安否を確認するわけでもなかった。

に驚いた様子でも、E1の安否を確認するわけでもなかった。 被告人B1及び同C1が事故現場に赴いたところ、E1が運転していた L2車は、運転席側のボンネット部分がめくれ上がるなど、助手席側より も運転席側の方が損壊がひどい状態であった。被告人B1は、事故の態様 が、直線道路で、対向車両に突っ込んで行くようなものであったことか ら、E1が故意に起こした事故の可能性があると疑い、被告人C1に「こ の事故わざとかな。」などと聞いたが、同被告人からは答えがなかった。

その後,被告人C1は,D1を病院に見舞った際,同女から,本件事故 の状況について、「E1がタバコの火を落として反対車線の方に行った」 旨の説明を受けた。

(5) その後E1が失踪するまでの状況等

被告人B1及び同C1は、同月27日夜、E1がb町で防護柵に衝突する自損事故を起こした後、入院先から被告人A1らに連れられてU1社の 事務所に戻った際、E1から、当日の事故について、「突っ込む前にブレーキ痕をつけようと思って、一生懸命行ったり来たりした。カロリーメイ トを自分の服のポケットにいっぱい詰めて山の中に隠れようと思ったん だ。」などと、故意の自損事故であることを聞かされた。他方、被告人A1は、E1の話を途中で遮り、「E1とりあえずいなくなれ。」などとE 1に指示し、海難事故を偽装してE1を失踪させる計画を持ち出した。 被告人B1及び同C1は、被告人A1の意図がE1に掛けられた生命保 険金を取得することにあると認識し、当初はE1失踪計画に反対したものの、結局はこれに協力することになった。被告人A1は、同B1に対し、海難事故の偽装に使用する自動車やプリペイド式携帯電話を準備するよう 指示し、28日夜に偽装工作を行うよう指示した。その際、被告人B1 は、同A1から、「E1が海に浮かんでいることを期待する。」などと 暗に事故を装ってE1を殺害するようほのめかされたが、被告人C1に相 談したところ、強く反対されたことなどから、E1殺害に着手しようとは しなかった。

被告人B1は、c町で海難事故を偽装した後、被告人A1の指示で、E 1を連れて大阪に赴き、同人を d 地区のホテルに潜伏させた。

(6) E1が大阪に潜伏している間の状況等

この間、被告人C1は、被告人A1が、E1の妻を連れてU1社の顧問 弁護士の事務所に行った際、弁護士に、E1の生命保険金を入手するため に、できるだけ早く失踪宣告を得る方法はないかと質問しているのを聞い て, 被告人A1の目的がE1の生命保険金の入手にあるとの認識を深め

被告人C1は,同年11月20日,被告人B1に車を運転してもらっ て、D1宅に赴き、D1夫妻に貸し付けた350万円の残金150万円の 返済を求めたが、その際、D1から、E1の失踪に関し、警察が、被告人 B1と同C1が関与しているのではないかと疑っていると聞いて衝撃を受 けた。同被告人は、D1宅から出た後、外で待っていた被告人B1にもこ れを伝え、翌21日ころ、被告人A1にもこれを伝えた。

(7) 本件犯行に至るまでの状況等

被告人B1及び同C1は、同月24日ころ、被告人A1の指示で、E1に函館まで戻って来るように伝えた。被告人A1は、被告人B1及び同C1に対し、E1が戻ってきたら、ドライアイスを使ってE1を殺害 するという話をした。

被告人B1及び同C1は、同月27日午前10時ころ、被告人A1の 指示で、前日北海道に戻り、Q2マンションに泊まったE1をP2マンションに移した上、同日午後8時ころには、外出先から戻った同人を再びQ2マンションに入れた。他方、被告人C1は、同A1から、E1に睡眠薬を使うように指示され、被告人B1とともに、ハルシオン1錠強 を砕いて、これを溶かした水溶液を作った。

その後、被告人B1及び同C1は、被告人A1から言われて、同日午 後9時ないし10時ころからQ2マンションで、E1を交えた4人で飲 酒した際、乾杯用のシャンパンに前記ハルシオン入りの水溶液を入れて E1に飲ませた。被告人A1は、E1が眠った後、被告人B1及び同C1に対し、E1を外に放置して自然死させるという話をしたが、E1が目を覚ましたため、これが実行されることはなかった。

ウ 被告人B1及び同C1は、27日夜及び翌28日午前中、被告人A1 から,E1を買い物に連れて行ってやれ,E1が降りたいと言ったとこ ろで降ろしてやれなどと指示を受けていたことから、28日午後3時こ ろ,被告人C1が運転する車で,E1をT2店に連れて行って買い物を させた後、同人に言われるまま、D1宅すぐ近くのコンビニエンススト ア付近まで走行し、そこでE1を車から降ろした。この間、被告人C1

は、失踪中のE1と一緒にいるところを見られたくないと考え、度々E 1に対し、外から見られないように座席に横になっているように要請し

なお、E1は、T2店において、D1殺害に使用したペティナイフを 購入したが、被告人B1及び同C1には、事前事後を問わず、このこと を伝えてはいなかった。

ところで、E1は、ペティナイフ購入後、D1宅付近に赴く途中の車内で、被告人C1に依頼して、車内にあった地図をもらい、これをペテ ィナイフの鞘替わりに刃の部分に巻きつけたが、29日未明、被告人A1が、P2マンションでペティナイフを持ち出して、E1に対し、「こ れで俺を刺せ。」などと迫った際、被告人C1が、昼間自分がE1に渡 した地図が刃の部分に巻きつけられているのを見て、「E1さんそれ私 の地図じゃない。」などと、驚いた声をあげながら、被告人A1からナ イフを取り上げ、刃先に巻いてあった地図を捨てるということがあった。被告人B1も、同C1の言葉を聞いて、ナイフに巻きつけてあった のが、被告人C1が車の中でE1に渡した地図であったことを理解し た。

### (8) 本件犯行後の状況等

被告人A1は、同日午前10時ころ、被告人B1と同C1の家に行き、「俺はE1をe地区のS2店で降ろした。俺はE1に余計なことするなって言ったんだ。」などと言った。 被告人B1及び同C1において、被告人A1らがD1殺害を企てているこ

とを認識していたと疑わせる事情の存在

本件においては,被告人A1が,被告人B1及び同C1に対し,自らのD 1 殺害の企図を打ち明け、これに協力するように指示をしたことを示す直接 の証拠はない。そこで、以下、これまでに認定した事実のほか、他に被告人 B1及び同C1が、同A1の意図を認識しながら、これに協力したことを疑 わせる事情が存在するか否かを検討する。 (1) 被告人B1及び同C1が、本件犯行前に、9月22日の事故の真相(被

告人A1が、D1に掛けられた生命保険金を取得する目的でE1に起こさ せたものであること)を認識していたか

被告人C1が、9月22日以前に被告人A1がE1にD1殺害を指示 していることを見聞したか

被告人C1の捜査段階における供述中には、9月22日の事故前に、 「A1がE1に『マダムヤンを何とかすれ。マダムヤンを殺せ。事故と いうのはいつ起きるか分からない。ドーンとやっちゃえばすぐだ。ゴンとぶつかったら簡単だ。』などと指示しているのを聞いた」「A 1 が大声で怒鳴り散らしていたので、その声が事務所にいる者の耳に自然と入 ってきました」旨の部分がある。

しかし、E1は、公判廷において、「A1から交通事故を装ってD1 を殺害するように指示されたのは、 U 1 社やB 2 社の事務所内である が、その話をする際は自分とA1の2人のことが多かったように思う。 その話が終わった後に第三者を入れて仕事の話をしたと思う。第三者を 入れた後にもD1殺害の話が出たような記憶はあるが、はっきりとはわ からない。」などと供述している。検察官は、E1は、公判廷におい て、被告人B1及び同C1に対する好意的な感情を顕わにし、両名の弁 護人からの質問に対して迎合的で,両名をかばう供述態度であるとし て、E1の公判供述中、被告人B1及び同C1の刑事責任に係る部分については、信用性が乏しいと主張する。確かに、E1の公判供述の一部 被告人B1及び同C1の弁護人に迎合するかのような部分があるこ とは否定できないものの、E1は、例えば、9月22日の事故後、被告 人C1が同A1とE1を病院に見舞った際、被告人C1がその場を離れ たか否か、その後、この事故について、E1がわざと起こした事故であ ると被告人C1に話したか否かという事項に関しては、弁護人の誘導に もかかわらず、同被告人に不利益となりうる内容を供述しているのであ って、こうした事情に照らすと、被告人B1及び同C1の刑事責任に係 るE1の公判供述が一概に信用性に乏しいとはいえない。

ところで、U1社の事務員であるX2やY2は、被告人A1が、E1

をU1社に対する借金やB2社の資金繰りの件で責めるのは聞いたと供 述する一方で、被告人A1がE1にD1殺害を指示する言葉を聞いたと の供述はしていない。また、被告人A1が、常日ごろ、抽象的な物言い をし, 具体的な, あるいははっきりとした言い方をしないことは, E 被告人B1及び同C1が一致して供述しているだけでなく、被告人 A 1 も自認しているところであって、こうした被告人A 1 の物言いに照らすと、被告人C 1 の面前で、「マダムヤンを殺せ。」などと指示するとは考え難い上、そもそも他の従業員に聞こえるような声であからさま に殺人の指示をすることは考え難いことなどに照らせば、被告人C1の前記自白は、信用することができない。

被告人B1及び同C1が、E1から9月22日の事故は故意に発生さ

たことを聞いたか

(ア) E1は、公判廷で、「事故を起こした翌日か翌々日、C1に対 し、D1のシートベルトを外そうとしたができなかったなどと、9月 22日の事故はわざと起こしたものであることを話した」旨供述して いる。

他方,E1は,これを被告人C1に話した時期や場所,そ しかし, の際の被告人C1の反応等は記憶にない, とも供述しており, その供 述が具体性に乏しく、曖昧であることを指摘しなければならない。ま た、事故の翌日ないし翌々日は、E1は事故による怪我のため入院中 であったから、E1が被告人C1にこのような告白をする機会があっ たのか疑問が残るし、その後のことであるとすれば、白1自身、公判廷において、同月27日に6町で事故を起こしたころからの記憶がは っきりしないことを自認しているのであるから,その信用性は乏しい といわなければならない。

したがって、E1の前記供述は、これをそのまま信用することはで

きない。

(イ) 被告人B1及び同C1の捜査段階における供述中には、 町で事故を起こしたE1がU1社の事務所に戻った際)E1から、b町の事故がわざと起こしたものであることを聞いた後、22日の事故についても、D1のシートベルトをはずそうと思ったが、はずせなか った、と聞いた。それで、E1がA1の指示でD1を殺すためにわざ と衝突したことを確信した」旨の部分がある。

しかし,被告人B1及び同C1が,E1本人の口から,22日の事 故が、E1がD1を殺害するためにわざと起こしたものと告白された のであれば、それがその際初めて知ったことであれ、前から予想して いたものであったことであれ、問題の重大性に照らせば、被告人A1やE1の企てに対する感想や、加害者である被告人A1やE1、被害 者であるD1に対する思いなどを抱くのが自然であると考えられるの に、捜査段階における供述には、この点に関する記載がないなど、具 体性,迫真性に欠けるといわなければならない。

したがって、被告人B1及び同C1の捜査段階における供述をそのまま信用することはできない。

(2) 被告人B1及び同C1が、11月27日夜、被告人A1がE1に対して、ハサミのことを指して「こんなもんで人をやれないべや。」と言うの を聞いたか

E1は、捜査段階においては、「11月27日夜、A1に『今日はで きなかった。』などと話した後,同人にその日買ったハサミを見せた記 憶はないものの、同人が、自分、B1及びC1に対して、『こんなハサ ミで人なんかやれるわけないべや。』と言った記憶がある。」などと供 述している。

前記説示のとおり,E1の供述中,E1が,11月27日夜,被告人 A 1 から「こんなハサミで人はやれない。」などと言われたことは十分信用できる。ところで、E 1 は、公判廷では、「A 1 から『こんなもんで人をやれないべや。』と言われた際、B 1 と C 1 がどこにいたのかは記憶にない。」などと、被告人B 1 及び同 C 1 が、その場にいたことに ついては曖昧な供述をするに至っているが、その理由として、当時、被 告人B1と同C1の行動については関心がなかったからであると供述し

せ

ている。E1は、当時、D1を殺害したくないという思いと、被告人A1の恩義に報いるために殺害しなければならないとの思いの間で深く思 い悩んでいた状態にあったのであるから、被告人B1らの行動に関心を 持つ心理的な余裕がなかったというのも,一面で合理性を有すると考え られる。このようにE1の供述が変遷している上, 前記認定のとおり, 被告人A1は,同月26日にE1を北海道に呼び戻す際,自ら函館まで 迎えに行って、E1と2人だけになる場面を敢えて作った上で、同人に D1殺害を指示しているのであって、このような被告人A1の行動に照らすと、同被告人は、E1以外の人間にはD1殺害の意図をできるだけ 知られないように配慮していることが窺われるところ,このような被告 人A1が、それまで自らの意図を打ち明けていなかった被告人B1及び 同C1の面前で、突然、前記のように殺人の意図が明確に分かるような 発言をしたというのは,それまでの被告人A1の行動と整合せず,不自 然というべきである。また、後記のとおり、被告人A1は、その直後、 被告人B1及び同C1に対し、「言うな、聞くな、手足になってや れ。」などと、両名にはD1殺害の意図を秘匿する趣旨の発言をしてい ることが認められるが、被告人A1が、「こんなハサミで人はやれな い。」などと、被告人B1及び同C1に殺人の意図が明確にわかるよう な発言をした後、「言うな、聞くな、手足になってやれ。」などと、そ の意図を秘匿する発言をしたというのも不自然というほかない。

したがって、被告人A1が、被告人B1及び同C1の面前で「こんな ハサミで人なんかやれるわけないべや。」と話したとのE1の捜査段階

の供述は、そのまま信用することができない。

なお、被告人B1及び同C1が、その場にいなくとも、Q2マンショ ンの居室内にいたのであるから、被告人A1のE1に対する前記発言を 耳にした可能性があることは否定できないものの、他方、被告人A1 は、被告人B1及び同C1には、D1殺害の目的を秘匿する態度に出て いたのであるから、両名に聞こえるような声で話したことは想定し難い ばかりでなく、このような一連の会話は、当日の飲酒の途中というよりも、始まる前になされると考えるのが自然であるところ、被告人B1及 ばかりでなく、 び同C1は,当初台所で飲酒の準備を行っていたのであるから,被告人 A 1の話を聞かなかったとしても、不自然とはいえない。

被告人B1及び同C1の捜査段階における供述中には, 「11月27 日夜,A1がE1に『こったらハサミで人が刺し殺せるわけね一べや。 家の周りに灯油を撒いて火つければいいべや。病院の行き帰りを狙えば いい。』などと指示しているのを聞いた」旨「A1がE1に『こいつハ サミでやるつもりだった。そんなもんでできんべや。』『もっとちゃんとしたものを用意しろ。』『やっぱり火をつけれ。』『おばあちゃんがいないときに刺せば簡単だ。一人のときがある。D1は病院に通っている。病院の行き帰りを狙えばいい。』などと話しているのを聞いた」旨 の部分がある。

しかし,前記説示のとおり,被告人A1のそれまでやその後の言動等 に照らすと、同被告人が、被告人B1及び同C1にはっきりと分かる形 で、E1に対し殺人を指示するとは考え難く、ことに「D1」という名 前をはっきり出すとは到底考え難いから、被告人B1及び同C1の前記 自白は不合理というべきである。また、その際、被告人A1が、 つければいい。」「病院の行き帰りを狙えばいい。」などと話したこと については、E1が公判廷で明確に否定している上、捜査段階において も記憶がないと供述しているのであって、その信用性に多大な疑問があ

以上のとおり、被告人B1及び同C1の捜査段階の前記自白は、信用 することができない。

(3) 被告人B1及び同C1が,27日夜,被告人A1から「言うな,聞く

な、手足になってやれ。」と指示を受けたか E1は、公判廷で、「A1は、27日夜、被告人B1と同C1に対し、 自分の買い物につき合うように指示した際,『言うな,聞くな,手足にな ってやれ。』と言っていた。」と供述するところ、E1供述は、弁護人らの反対尋問にも全く動揺していない上、被告人A1の特徴的な物言いを供 述するもので、具体性、迫真性を有しているばかりでなく、常日ごろ、抽象的な言い方をするとの被告人A1の言動にも符合するから、十分信用することができる。

(4) 被告人B1及び同C1が、28日夜、被告人A1がE1に「腹刺したって人間死なんぞ。」と言うのを聞いたか

E1の捜査段階における供述中には、「(28日夜、A1がP2マンシ ョンに来た際)A1に『今日はやれなかった。』と言いながらT2店で買 ったナイフを見せると、同人から『腹刺したって人間死なんぞ。そんなに時間かけてられないぞ。』などと言われたが、その際、B1とC1は、自 分の左側に座っていたから、自分がナイフを持っていることは十分分かっ たはずである」旨の部分がある。しかし、E1は、公判廷においては、その際、被告人B1及び同C1が、その場にいたかはっきりせず、被告人A 1だけがいた可能性もある旨供述している。当時、E1が、被告人B1及び同C1の言動に関心を示していなかったことに照らすと、E1の公判供 述を一概に信用できないとはいえない。また、前記説示のとおり、被告人 A 1 が、被告人B 1 及び同C 1 にはっきりと分かる形で、E 1 に対し殺人 を指示するとは考え難いことに加え、前記認定のとおり、被告人C1が、 これを取り上げたの ナイフの刃の部分に地図が巻きつけてあるのを認め、 は、翌29日の未明に同被告人らがファミリーレストランから帰ってきた 後のことであるところ、仮に28日夜にこのような出来事があれば、 段階で被告人C1は、地図がナイフの刃に巻きつけられていることを認識 したはずであって、E1の捜査段階における前記供述は関係証拠との整合 性を欠いている。

こうした事情を勘案すると、E1の捜査段階における前記供述は信用できない。

(5) 被告人B1及び同C1が、29日未明、E1が被告人A1に「明日やりますから。」などと言うのを聞いたか

ことができない。 また、被告人B1及び同C1の捜査段階における供述は、いずれもE1が被告人A1に対し、「分かりました。やりますから。」などと言うのを聞き、E1がD1を殺害しようとしていることを理解した、というものであるが、被告人B1及び同C1は、被告人A1がD1の殺害を激しく迫り、E1がこれをやむなく応諾するという緊迫した場面を目撃しているのであるから、それなりに被告人A1やE1に対する思いや感想を抱くのが自然であると考えられるのに、被告人B1及び同C1の捜査段階における供述中には、これに関する記載が全くなく、迫真性に欠けるといわなければならない。

には、その際の状況に関し、関係証拠との整合性を欠く部分も存している。そうすると、E1供述は、O2らが供述するとおり、「勘弁してください。明日まで待ってください。」などと答えたとの限度では信用できる

ものの、「明日やりますから。」と答えたとの部分は、そのまま採用する

以上のとおり、前記した部分に係るE1供述や、被告人B1及び同C1 の捜査段階における供述は、いずれも信用することができない。 3 前記認定の各事実から推認できる事実

(1) 被告人C1らが本件犯行に関与する動機の存在

前記認定の事実によれば、被告人C1は、貸金の返済をめぐるやり取り等からD1に不快感を募らせていたほか、B2社が倒産した場合、その職を失うとともに、B2社に対する380万円の貸金の返済を受けられなくなることから、その倒産を避けなければならないとの気持ちを抱いていたものと推認することができる。

他方、被告人B1は、被告人A1を恐れるとともに、被告人C1と親密な関係にあったもので、同被告人から嫌われたくないとの気持ちを抱いていたものといえる。

(2) 9月22日の事故に対する認識

ア 前記認定のとおり、被告人C1は、9月22日、E1が自動車事故を起こしたとの連絡を受けた際、「あいつ本当にやっちゃった。」あるいは「あいつ本当にやりやがった。」などという言葉を発したほか、被告人B1から「この事故わざとかな。」などと聞かれた際にも、黙っていたものであって、これは、あたかも被告人C1が事故を予見していたことを窺わせる事実ともいえる。

ところで、被告人C1は、その発言の趣旨について、公判廷では、「当時、E1がA1から責め立てられて、ノイローゼのような状態に心っていたので、事故でも起こすのではないかと心配していたところ、心配が的中したため、『あいつ本当にやっちゃった。』と言ったものである。」などと弁解している。当時、E1が、被告人A1から責め立てのれて、精神的に相当追いつめられた状態に陥っていたことは前記認定のとおりであるところ、被告人C1は、事故の連絡を受け、被告人A1に電話しようとした際、うまく番号を押せないほど動揺していたこと、運転にようとした際、うまく番号を押せないほど動揺していた。運転に関いていた車両は、D1が乗車していた助手席側よりも、運転に関の方が損壊の程度が大きかったことなどに照らすと、被告人C1の前記弁解を一概に排斥することはできない。

そうすると、被告人C1の前記発言等から、直ちに同被告人が事故を 予見していたと推認することは相当でない。 しかし、前記認定のとおり、E1は、事故で入院するほどの怪我を負

もっとも、b町の事故と偽装海難事故後の失踪は、いずれもE1の生命保険金の取得を目的としたものであるほか、22日の事故では、E1の運転していた車両が、D1が乗車していた助手席側よりも、運転席側の方が損壊の程度が大きかったことなどに照らすと、これら一連の出来事は、E1の生命保険金取得が主たる目的で、D1の生命保険金取得は副次的なものであるように理解できるから、被告人B1及び同C1が、

同A1が、D1殺害を企図しているとの認識を抱いたとまで推認することは相当でない。

(3) 被告人A 1がE 1を北海道に呼び戻した目的に関する認識前記認定のとおり、被告人B 1及び同C 1は、被告人A 1が 貸金のとおり、被告人B 1及び同C 1は、被告人A 1が 貸金の願いを抱いていたE 1に対し、貸金のからではないがら、同月20日、D 1を追るなどして、一旦はこれを断念させながら、同月20日、D 2 4日には、一旦はこれを習りに伝えたところ、おいるのではないの後間はであると間き、これを翌日被告人A 1に伝えている。」と聞き、これを翌日被告人A 1に伝えている。1を対した一連の経過に照らせば、被告人A 1が B 1を対象であると認識したと認識したと認識したとがら、もて 1を対象にできない。1を持ていると認識するに表現の表現であると認識するに表現の表現であると認識するに表現の表現であると認識するに表現の表現では認识の表現であるとはできない。1を生から、とまれていると認識するに表現の表現では認识を表現したとまれていると認識するに表現の表現では認识を表現した。1を出来を表現したと表現の表現の表現を表現した。1を出来を表現した。1を記述される。1を記述される。1を出来を表現した。1を出来を表現した。1を記述される。1を記述され

(4) 27日ないし29日未明における被告人A1あるいはE1の目的に関する認識

ア 被告人B1及び同C1が、11月27日夜及び翌28日午前中、被告人A1から、「E1を買い物に連れて行ってやれ。E1が降りたいと言ったところで降ろしてやれ。」あるいは「言うな、聞くな、手足になってやれ。」などと指示を受けていたことから、28日午後3時ころ、被告人C1が運転する車で、E1をT2店に連れて行って買い物をさせた後、同人に言われるまま、D1宅すぐ近くのコンビニエンスストア付近まで走行し、そこでE1を車から降ろしたことは前記認定のとおりである。

前記コンビニエンスストアは、D1宅のすぐ近くであること、被告人B1は、同月20日に車を運転してD1宅に行き、28日には被告人C1を道案内するなど、同コンビニエンスストア付近に土地勘を有するなど、被告人C1は、同月20日に被告人B1をD1宅まで案内するなど、やはり同所付近に土地勘を有することなどに照らせば、被告人B1及び同C1は、E1を車から降ろした際、そこがD1宅の近くであるとを理解し、E1がD1宅を訪れるために降車したことを認識したと認められる。また、被告人B1及び同C1は、被告人A1から「E1がので降ろしてやれ。」などと指示を受けていたのであるから、E1がD1宅を訪れるのは、被告人A1の指示によるものと認識したと認めるのが相当である。

前記認定のとおり、被告人C1は、 29日未明,被告人A1が持ち出 したペティナイフの刃の部分に、前日E1にあげた地図が巻きつけられ ているのを認めるや、「それ私の地図。」などと驚いた声をあげなが ら、危険も顧みず、被告人A1からペティナイフを奪い取るなどしたも のであって、このような被告人 C 1 の過剰な反応に照らせば、同被告人 は、ペティナイフが何らかの犯罪に使用される可能性のあることを認識 したと認めるのが相当である。加えて、被告人C1は、E1が、地図をもらった後、D1宅を訪れようとしたことも認識していたのであるか ら、29日未明、ペティナイフを見た時点において、E1が、ペティナ イフを持ってD1宅に向かったことに思い至るとともに、失踪中である E1がペティナイフを持ってD1宅に向かう合理的な理由がない以上, E1が、D1殺害を企図しているのではないかとの可能性に思い至った と認めるのが相当である。そして、被告人C1は、9月22日以降の一 連の出来事が被告人A1の主導により行われていることや、同被告人が ペティナイフを持ち出す前に、E1を責め立てているのを現認しているのであるから、E1が、被告人A1の指示の下に行動していること、被 告人A1の目的がD1に掛けられた生命保険金の取得にあることに思い 至ったと認められる。

しかし、他方、被告人C1が、同A1を思いつきで行動する人間だと考えていたことや、かつてE1から、被告人A1にB3建設のC3社長殺害を指示されたものの、できなかったと聞いていたこと、前記認定の

とおり、被告人A 1から、E 1を北海道に戻す際、ドライアイスで同人を殺害するとか、その後もE 1を睡眠薬で眠らせて戸外に放置し、自然死させるなどと聞かされたことがあったほか、9月22日以降の連続した事故は、いずれも自動車を使用したもので、刃物等の凶器を使用したものではないこと、E 1は、28日にD1宅付近にまで赴きながら、結局はD1殺害には及んでいないことなどの事情を総合すると、被告人C1は、E 1がD1殺害を企てているのではないかとの可能性に思い至ったとしても、事態を楽観視して、そのおそれはそれほど大きくはないと考えた可能性も否定することはできない。

- 考えた可能性も否定することはできない。
  ウ 他方、被告人B1は、被告人C1の前記発言を聞いて、ペティナと認いに巻きつけられているのが同被告人の地図であることを理解したとのである。しかし、そのことから、E1がD1殺害を企図しているのに生むいかとの可能性に思い至るには、前記説示のとおり、それまでころ、はないかとの可能性に思い至るには関連づければならの反応もしたいくつかの出来事を聞いても、それに対し何らの反応もしたいないとのが、同C1の発言を聞いても、それに対し何らの反応もしたといるとから、E1に刺されるのではないかとの恐慌状態に関いのといるにとから、E1に刺されるのではないかとの恐慌状態に高りによる心理的な余裕のない状況にあったことに照らすとしているとも、その時点で、E1が29日にD1を殺害しようとしていることを認識したと認めるには合理的な疑いが残る。
- (5)ア 以上(1)ないし(4)で認定説示したことを総合すると、被告人C1は、11月29日未明、ペティナイフを見た時点において、その可能性は大きくはないものの、E1が、被告人A1の指示の下に、D1の生命保険金を取得する目的で、同女を殺害しようとしているのではないかとの可能性に思い至ったことが認められる。そして、関係証拠によれば、その後、同被告人は、被告人A1はおろかE1に対しても、D1殺害を思いとどまるよう説得等を全く行っていないことが認められるから、同被告人は、前記時点より早い段階、例えば、E1をT2店に連れて行く際には、D1殺害の可能性を認識していたのではないかとの疑念が一応生じる。

しかし、他方、被告人C1が、29日未明より早い段階で、被告人A1らのD1殺害の企図を察していなかったことを窺わせる次のような事情があることを指摘することができ、これらを総合勘案すると、被告人C1が、29日未明より早い段階で、被告人A1らのD1殺害の企図を察していたとするにはなお合理的な疑いが残るというべきである。

(ア)被告人C1が、本件に関与する動機の中には、B2社に対する380万円の貸金の回収を図るというものがあるが、これらの貸金の回収について、被告人C1が同A1と話し合ったような形跡は全くない。

また、被告人C1は、本件当時、2人の子供と被告人B1とともに、それなりに幸福な生活を送っていたと認められるところ、本件犯行に関与したことが発覚した場合、長期間の身柄拘束のほか、報道等により、子供たちにも多大な不利益を与えるおそれがあるなどのリスクが想定されるのに、これらについて、被告人C1が思いをめぐらした形跡もない。

- (イ) 関係証拠によれば、被告人C1は、E1が北海道に戻った後も、 11月27日夜、被告人A1から指示されてQ2マンションでの飲酒 の準備をした際、被告人A1にねだって乾杯用の高級シャンパンを用 意したり、翌28日には、引っ越しの準備を手伝ってくれたX2らを 昼食に誘い、E1をT2店に連れて行った際にも、車中で音楽CDを 聴き、同店で朝食用のパンを購入したりしていることが認められる。 これら27日から28日の被告人C1の行動は、これから殺人とい う重大犯罪に関与しようとしている者として、余りに深刻さに欠ける といわなければならない。
- (ウ)前記認定のとおり、被告人C1は、本件当時、被告人B1と親密 な関係になっていたのであるから、殺人という重大犯罪に関与し、自 らの人生にも多大な影響を与えかねない局面においては、当然そのこ

との是非等について、同被告人と話し合うのが自然であると考えられるのに、両名がこの点について話し合った形跡は全くない。

- イ 被告人B1については、同被告人が、29日未明の段階において、E1のD1殺害の意図を認識したとまで認めることはできないし、同日朝、被告人A1から指示されるまま、E1に覚せい剤を注射した際においても、それがD1殺害に資するものであると認識していたとするには合理的な疑いが残る。
- 4 被告人B1及び同C1の捜査段階における自白の信用性
- (1) 被告人B1及び同C1は、捜査段階において、「A1がE1を北海道に 連れ戻す目的が、生命保険金を取得するために、 E1にD1を殺害させる ためであると思った。」「(11月27日午後8時ころ)E1がD1の家 の方から歩いてきているのを見て、もしかしたらD1を殺して帰ってきた のかもしれないと思った。」「27日夜、A1がE1を自然死させると言 い出したとき、A1は、保険金をとるために、E1にD1を殺させる方法と、E1を殺す方法の2つを考えていると思った。」「28日にE1をT2店に連れて行く際、同人がD1殺害のための凶器を買うつもりであるこ とが分かっていた。」「(29日未明のA1とE1のやり取りを目撃し て)A1が,E1にD1を殺害させるために追い込んでいると思った。」 「(A1がE1にペティナイフを示して『これで刺せ』などと言って迫っ た際)A 1が、E 1にD 1を殺させるために、とどめの意味できつく追い込んでいると思った。E 1が自宅に帰らないと言ったことから、本気でD 1を殺害するつもりだと思った。」「(29日朝)E 1に覚せい剤を打っ たらD1を殺害するために覚せい剤を打ったことになると思った。」「A1が保険金目的でE1を指示してD1を殺害させようとしていると分かっていたが、A1の言いなりになって犯行に協力した。」「(27日D3社 に行く際)A 1が『E 1に行かせるから。』などと言ったことから、A 1が、E 1に指示して、D 3社から戻ってくるD 1をどこかで待ち伏せ、殺 害させるのだと分かった。」「(28日朝, A1からE1を買い物に連れ て行くように指示された際)前日の夜の話から、E1がD1殺しに使う刃 物を買いに行くのだと分かり、事件に巻き込まれたくないと思い、一旦は断ったが、A1に押し切られた。」「E1は、ジャンパーと長靴を買いたいと話していたが、犯行に使う刃物を買うつもりだと分かっていた。」 「E1が『D1さんちのS2店のところの公園で降ろして。』と言うので、E1がこれからD1を殺しに行くと思った。事件に巻き込まれて逮捕 されたくないとの気持ちで一杯になった。」「(29日未明のA1とE1 のやり取りを目撃して)A1は、E1に具体的に何かやれとは言わなかっ たが、それまでの経緯から、D1殺害を実行しなければ、家族に危害を加えるとして、犯行を迫っていることが明らかだった。」「ペティナイフに地図が巻かれているのに気づき、これが証拠になって逮捕されると感じ た。」などと、それぞれ被告人A1の意図を知りながら、E1が凶器であ るペティナイフを購入した際に、同人をT2店に連れて行ったり、その後 E1をD1宅付近まで連れて行ったりしたことや,被告人B1が,痛み止
  - のためにE1に覚せい剤を注射したことを認める供述をしている。 (2) 被告人B1及び同C1の捜査段階における自白は、一見すると、検察官が指摘するとおり、被告人A1とE1のやりとりを中心とした各人の言動、被告人B1が同A1とE1の意図を知るに至った経緯等について、具体的かつ詳細であるとともに、その内容が相互に符合し、前記E1供述とも整合する点が多い上、任意捜査の段階からD1殺害に協力したことを自認していることから、その信用性が高いかのようにも見受けられる。しかし、これを子細に検討すると、以下のとおり、その信用性を疑わせる事情が存在する。
  - ア 自白の根幹部分に関係証拠との整合性を欠く部分や、不自然、不合理な部分が存すること

被告人B1及び同C1の捜査段階における自白は、同被告人らが、被告人A1やE1の言動等から、被告人A1らの意図を推測して、被告人A1及びE1のD1殺害の意図を認識するに至り、自らも犯行に関与することを決意するという過程をたどっているが、被告人B1らが、同A1及びE1のD1殺害の意図を知る契機となった同被告人らの言動につ

い。 そのほか、被告人B1及び同C1の捜査段階における自白には、以下 のような不合理な点が存在する。

- (ア)被告人B1及び同C1の捜査段階における自白を前提とすれば、被告人A1も、被告人B1及び同C1がD1殺害の意図を知っていると理解していたことになる。しかし、前記認定のとおり、被告人A1は、本件犯行後、同B1及びC1に対し、「俺は余計なことするなって言ったんだ。」などと、被告人B1及び同C1がD1殺害の意図を知らないことを前提にした発言をしているが、被告人A1が、同B1及び同C1に対し、敢えてこのような話をしなければならない理由を見いだし難いことに照らすと、この事実は、被告人B1及び同C1の前記自白と整合を欠くというべきである。
- (イ)被告人B1及び同C1の捜査段階における自白には、11月27日、車中から、E1が歩いているのを認めた際、「P2マンションの方からではなく、D1の家の方角から歩いてきたから、もしかしたら、E1はD1を殺して帰ってきたのかもしれないと思った」(被告人B1)「免許センターの所でE1を見つけ、E1がD1の家の付近から戻ってくるところだと思った」(被告人C1)などという部分があるが、Q2マンションに向かう途中のE1を認めたことから、直ちにD1の家からの帰りだと判断するのは、余りに飛躍があるといわなければならない。
- (ウ)被告人B1の自白中には、28日にE1をT2店に連れて行く際、「E1が長靴とジャンパーが欲しいと言ってきたが、長靴とジャンパーならA1の物を使えばよいから、買い物の目的はD1殺害のためのナイフなどであると考えた」旨の部分があるが、長靴やジャンパーは人によってサイズが異なる上(自白の中では、被告人A1とE1のサイズが同じであるとは供述されていないし、本件証拠上サイズが同じであることを認めるに足りる証拠はない。)、当時E1は、夏用の短靴と薄手のジャンパーしか持っていなかったのであるから、これらを買い求めたいと考えることはごく自然であることなどに照らすと、前記自白は、不自然といわなければならない。

また、被告人B1の自白には、E1が、T2店で買い物をした後の車中で、被告人C1に地図をもらおうとした目的について、「地図で場所を確認する必要がないから、T2店で買った包丁やナイフをくるむか何かしていると思った。」との部分があるが、購入したばかりの刃物はケースに包まれているのが通常で、当時、被告人B1は、E1がペティナイフのケースを捨てたことを知らなかったのであるから、不自然というほかない。

(エ)被告人C1の自白には、27日D3社に行く際、「A1が『E1に行かせるから。』などと言ったことから、A1が、E1に指示して、D3社から戻ってくるD1をどこかで待ち伏せ、殺害させるのだと分かった」旨の部分があるが、本件証拠上、被告人A1が、E1に

対し、自ら又は被告人C1らを介して、D3社に向かうように指示したことを窺わせる証拠は全くないから、被告人C1の前記自白は不合理というべきである。

イ 被告人B1及び同C1の心理状態に関する供述に迫真性がないこと

被告人B1及び同C1の捜査段階における自白は、被告人A1及びE1のD1殺害の意図を認識しながら、これに協力するに至った心理過程に関し迫真性に欠けるといわなければならない。

すなわち、被告人B1及び同C1は、ごく普通の社会生活を送っていたもので、目的のためには、殺人さえいとわないような冷徹な性格の持たまである。 ち主であるとは考え難いところ(なお、被告人B1及び同C1は、被告 人A1がE1を殺害する旨の話を聞きながら,同人に北海道に戻るよう にとの被告人A1の指示を伝えているが、その方法は、いわば現実離れ したものであったし、11月27日夜、被告人A1から指示されるま ま、E1の飲物に睡眠剤を入れたものであるが、その量は同被告人から 指示された量より遙かに少なく、その後E1殺害のための実行行為に及 ぼうとした形跡はない。),このような人間にとって、殺人という重大 犯罪に関与することは、心理的に極めて強い抵抗を感じるとともに、関 与が発覚した場合、自身だけではなく、家族が、社会的、経済的に多大な不利益を受けることは容易に推測できることに照らせば、関与するこ とを決意するまでには、種々の利益、不利益を総合的に考慮し、逡巡したり、思い悩むのが通常であると考えられる。しかし、被告人B1及び同C1の捜査段階における自白は、被告人A1の意図を理解し、これに協力した過程については詳細に供述されているものの、犯行に協力すべ きか否か逡巡したり思い悩んだりしたことや、それにもかかわらず最終 的には協力することを決意するに至った心理的な過程が全くといってい いほど供述されておらず、いわば傍観者のような態度で、冷静かつ淡々 と犯行への協力を決意しているのであって、殺人という重大犯罪に協力する人間の心理経過としては余りに迫真性に欠けるといわなければならない。また、被告人B1及び同C1は、平成12年11月初旬ころからは親密な関係にあったものであるから、被告人A1らのD1殺害の意図 を認識し、これへの協力を求められていたのであれば、今後の生活にと って大きな障害となる殺人という犯罪行為に協力すべきか、もし殺人へ の関与が捜査機関に発覚して逮捕された場合、被告人C1の2人の子供 はどうなるのかなどについて、当然2人の間で会話がなされているはずであると考えられるのに、被告人B1及び同C1の自白には、これらの ことに関する会話が全く述べられていない。

例えば、被告人B1及び同C1の捜査段階の自白は、被告人A1か ら、11月24日にE1を函館まで戻すように指示された時点で、同被 告人がE1を連れ戻す本当の目的が、E1にD1を殺害させるためだと 認識したとされているが、それにもかかわらず、被告人A1の指示を受 けて、E1への連絡を実行するに至った心理的過程は全く示されていな い。また、被告人A1から、28日午前中にE1を買い物に連れて行くよう指示された際に、同被告人が、E1にD1殺害に使用するためのナ イフ等の凶器を購入させようとしているのだと認識したとされているが、それにもかかわらず、被告人A1の指示に従った理由として、被告 人B1については、「C1が『わかりました。』と答えたから、C1に 捨てられるのは絶対いやだと思って指示に従うことにした。」と一応の 理由らしいものが示されているものの、被告人C1に関しては、 理田らしいものが小されているものの、「阪口へら」に戻っては、 ハーに押し切られた。」と供述するだけで、協力を決意するに至った心理過程が全く示されていない上、その後、この点について、両被告人が話をしたことを窺わせる供述はまったくなされていない。さらに、被告人B 1及び同C1の捜査段階の自白では、E1から、ペティナイフを購入 後、f地区のS2店で降ろしてくれと言われた時点で、E1が、D1を 殺害しに行くのだと認識したとされているが、その際の心情として、被 告人C1が「E1がこれからD1を殺しに行くのかと思い, ……頭の中 は事件に巻き込まれて逮捕されたくないという気持ちで一杯であった」 旨供述していることを除いて、両被告人とも、E1に協力した際の心理

過程を全く供述していない。このほか、被告人B1及び同C1の捜査段階の自白は、29日未明、被告人A1が、E1をD1殺害に仕向けるために、同人を責め立て、追い込んでいる状況を目撃しながら、その際の自らの心情等について供述されていないばかりでなく、被告人B1にに覚せい剤を注射するようには、29日朝、被告人A1から、E1に覚せい剤を注射するように指示された際、E1のD1殺害に協力することになると認識しながら、注射した理由について、「今更断れなかった。」などと供述するだけで、その際の心情や心理的な葛藤については全く触れられていない。このように、被告人B1及び同C1の捜査段階における自らには、殺人に協力する人間の心理経過として余りに迫真性が欠けるといわなければならない。

ウ 被告人B1及び同C1の供述経緯には取調官の誘導を疑わせる事情があること

被告人B1の捜査段階における供述を通観すると、逮捕前の任意捜査 の段階で、「本件犯行は、A1が、D1に掛けられた生命保険金を取得 する目的で、E1に指示して起こしたもので、11月28日、E1から 『D1さんちのS2店のところで降ろしてくれ。』と言われた際に、E 1がD1を殺害するつもりであると直感した。E1がD1を狙っている ことを知ったのは、このときが初めてである。」と本件犯行への関与を 認めていたが、逮捕後の警察官による弁解録取の段階で、「D1を殺し て保険金を受け取ろうとしていたことは知らなかった。」などと、犯行への関与を否認する供述に至った後、再び「E1をS2店で降ろしたときにD1を殺害するつもりであることが分かった」旨逮捕前の供述に戻 った上、その後「A1が、11月24日にE1を北海道に戻した目的の 1つに、E1にD1を殺させることがあることは分かっていた。」「2 8日にE1をT2店に連れて行く際、同人がD1殺害のための凶器を買 うつもりであることが分かっていた。」などと、被告人 A 1 らの意図に 気づいた時点を遡らせる供述に変更している。また、被告人C1の捜査 段階における供述も、逮捕前の任意捜査の段階で、「本件犯行は、A1が、D1に掛けられた生命保険金を取得する目的で、E1を脅したり、怒鳴ったりしてE1に殺させたもので、自分もB1も被告人A1の指示 でこれを手伝った。」「11月28日、E1から『f地区のS2店のところで降ろしてくれ。』と言われた際に、D1の家の近くであったこと から、ふとE1がD1に危害を加える、殺すのではないかと不安がよぎ った。」などと供述していたが、逮捕後の警察官による弁解録取の段階 では、「E1が本当にD1を殺すとは思わなかった」旨弁解して、その 認識を否認する供述に至った後、さらに「9月22日の事故前から、A 1が、E1に『マダムヤンを何とかしろ。マダムヤンを殺せ。』などと 指示しているのを聞いていたことなどから、9月22日の事故が故意の ものだと分かった」「A1が、11月24日にE1を北海道に戻した目 的が、E1にD1を殺させるためだと思った。」 「11月28日にE1 をT2店に連れて行く際,同人がD1殺害のための刃物を買うつもりで あると思っていた」旨、被告人A1らの意図に気づいていたことを認め るに至っている。

経緯等を併せ勘案すると、被告人B1及び同C1の自白は、捜査官からの誘導によって得られたとの疑いを払拭することができない。

(3) 以上説示したとおり、被告人B1及び同C1の捜査段階における自白は、その信用性に重大な疑いを抱かせる事情が存在するから、これをそのまま信用することはできない。

5 まとめ

以上説示したところによれば、被告人B1及び同C1は、11月28日、E1がD1殺害に使用するペティナイフを購入する際、同人をT2店まで連れて行き、その後E1をD1宅付近まで連れて行ったこと、被告人B1が、同日夜及び翌29日朝の2回にわたってE1の身体の痛みを取る目的で同人に覚せい剤を注射したことが認められるが、被告人B1及び同C1が、いずれもこれらの行為を行った時点において、被告人A1とE1のD1殺害の意図を認識していたと認めるにはなお合理的な疑いが残り、他にこれを認めるに足りる的確な証拠もない。

したがって、被告人B1及び同C1について、いずれもD1殺害に関し、 共同正犯あるいは幇助犯が成立することはないというべきである。

第3 結論

以上の次第で、被告人B1及び同C1に対する本件公訴事実は、いずれも 犯罪の証明がないことに帰するから、刑事訴訟法336条により、両被告人 に対し、いずれも無罪の言渡しをすることとする。

よって、主文のとおり判決する。

(検察官森脇尚史, 国選弁護人粟生猛〈主任〉, 同薄木宏一《以上被告人A 1》, 私選弁護人越前屋民雄〈被告人B1について主任〉, 同越後雅裕〈被告人 C1について主任〉《以上被告人B1, 同C1》各出席)

(求刑 被告人A1に対し無期懲役,同B1及び同C1に対し各懲役5年)

平成16年3月18日

札幌地方裁判所刑事第1部

 裁判長裁判官
 小
 池
 勝
 雅

 裁判官
 中
 桐
 圭
 一

 裁判官
 辻
 和
 義